
平成29年第2回大和町議会定例会会議録

平成29年2月28日（火曜日）

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君
9番	浅野俊彦君		

欠席議員（1名）

13番	堀籠英雄君
-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野元君	保健福祉課長	千葉喜一君
副町長	遠藤幸則君	産業振興課長	後藤良春君
教育長	上野忠弘君	都市建設課長	佐々木哲郎君
代表監査委員	櫻井貴子君	上下水道課長	蜂谷俊一君
総務課長	櫻井和彦君	会計管理者兼会計課長	千坂俊範君
まちづくり政策課長	小川晃君	教育総務課長	佐藤三和子君
財政課長	高崎一郎君	生涯学習課長	村田良昭君
税務課長	三浦伸博君	総務課危機対策室長	文屋隆義君
町民生活課長	長谷勝君	税務課徴収対策室長	浅野義則君
子育て支援課長	内海義春君	農業委員会事務局長	熊谷実君

事務局出席者

議会事務局長	浅野喜高	次長	櫻井修一
議事庶務係長	野田美沙子		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時57分 開会前

議長 (馬場久雄君)

では、皆さんおはようございます。

まだ定刻前ではありますが、皆さんおそろいですので、ただいまから平成29年第2回大和町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番平渡高志君及び14番高平聡雄君を指名します。

日程第2「会期の決定について」

議長 (馬場久雄君)

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月13日までの14日間に決定しました。

日程第3「諸般の報告」

議長 (馬場久雄君)

日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおりでございます。ご

了承いただきます。

町長より施政方針の表明があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

第2回大和町議会定例会開会に当たりまして、施政方針を申し上げたいと思います。

本日ここに、平成29年第2回大和町議会定例会が開会されるにあたり、平成29年度行財政運営の考え方と一般会計当初予算案を初めといたします諸議案の概要についてご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、ことしは国恩記を題材とした松竹映画「殿、利息でござる」の余韻とともに穏やかに新春を迎えましたが、アメリカ合衆国のトランプ新政権の誕生により、まさに報道から目が離せない、変貌著しい慌しさが一気に押し寄せてまいりました。

本町には、アメリカ合衆国を初めとしました諸外国との関係が非常に大きなウェイトを占めております企業も多く操業されておりますことから、トランプ新政権から提出されます政策と、それに対する日本政府の対応につきまして、注視していかなければならないと感じているところであります。

このほか、一昨年9月11日には関東・東北豪雨災害が発生し、昭和61年八・五豪雨災害さえも上回る甚大な被害を受けたところでございますが、その災害復旧につきましては順調に進捗しており、吉田川河道掘削の直轄事業につきましては、その成果が姿を見せつつあります。また、高田橋より上流の県管理区間につきましても、改修の計画が明らかになり、着工が待ち遠しい状況になっております。

今後におきましても、異常気象などによります自然災害の増加や、予想を超える被害の発生も懸念されますことから、本町地域防災計画を基本とした防災減災対策に取り組みながら、安全・安心の町づくりを推進していく所存でございます。

次に、県の放射能濃度再測定の結果、8,000ベクレル以下の汚染廃棄物処理方針案につきましては、去る11月23日に宮城県から説明があり、その後12月27日の市町村長会議で、まずは400ベクレル以下の廃棄物について、各市町村がすき込みあるいは堆肥化で処理する努力をするなど、状況について時間をかけて検討し、半年後程度をめぐりに改めて市町村長会議を開催し、試験焼却について協議することになっております。

県内の他市町村の動向も注視しながら情報収集に努めるとともに、指定廃棄物最終処分場建設とは全く別の問題として対処してまいりますので、議員皆様方のご協力をお願いいたします。

また、指定廃棄物最終処分場建設の件であります。本町といたしましては最終処分場建設には断固反対であり、「大和町指定廃棄物最終処分場建設に断固反対する会」を初め、関係各種団体と連携をとりながら、候補地は既に返上したとの立場で、一貫して建設に対しては絶対反対の決意をもって、国の動向を注視するとともに情報収集に努め対処してまいりますので、議員皆様のご協力をお願いいたします。

さて、我が国の政治経済の状況であります。平成29年2月の月例経済報告によれば、我が国経済の基調判断としましては、一部に改善のおくれも見られるものの、緩やかな回復基調が続いているとしております。

具体には、設備投資につきましては回復の動きが見られ、個人消費も持ち直しの動きが続いているものの、このところ足踏みが見られる。また、輸出は持ち直し、生産も同様となってきており、企業収益は改善の動きが見られ、企業の業況判断は緩やかに改善しているとされております。また、雇用情勢も改善しており、消費者物価は横ばい状態であるとされております。先行きにつきましては、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要もあるとされております。

このような中で、政府は東日本大震災からの復興・創生に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくこととしました。このため「経済財政運営と改革の基本方針2016」や、「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」及び「ニッポン一億総活躍プラン」などを着実に実行する。さらに、働き方改革に取り組み、3月に「働き方改革」の具体的な実行計画を取りまとめるとともに、デフレから完全に脱却し、しっかりと成長していく道筋をつけるため、平成28年度第2次補正予算を円滑かつ着実に実施し、「未来への投資を実現する経済対策」等を具体化する。また、平成28年度第3次補正予算及び平成29年度予算並びに関連法案の早期成立に努め、補正予算等を活用することにより、熊本地震による被災者の生活への支援等に万全を期すとともに、地域経済の早期回復や産業復旧に取り組むことにより、好調な企業収益を投資の増加や賃上げ・雇用環境のさらなる改善等につなげ、地域や中小・小規模事業者も含めた経済の好循環のさらなる拡大を実現するとされました。

また、政府は12月22日に「経済・財政再生アクション・プログラム2016」を閣議報告し、1月20日に「平成29年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」を閣議決定いたしました。それによりますと、平成29年度の経済見通しは「平成29年度の経済

財政運営の基本的態度」に示された政策の推進等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれる。物価については、景気回復により需給が引き締まっていく中で上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる。この結果、平成29年度の実質GDP成長率は1.5%程度、名目GDP成長率は2.5%程度と見込まれ、また、消費者物価は1.1%程度の上昇が見込まれますが、なお、先行きのリスクとしましては、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があるとされました。

国の平成29年度予算につきましては、「平成29年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」が閣議決定されておりますが、この中で政府は「経済・財政再生計画」の枠組みのもと、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むものとし歳出全般にわたり、平成25年度予算から平成28年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとされました。

平成29年度予算のポイントは、「経済・財政再生計画」2年目の予算として、経済再生と財政健全化の両立を実現する予算とされました。経済再生では、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」を実現し、成長と分配の好循環化を強化するとして、保育士・介護人材等の処遇改善、待機児童解消加速化プランに沿った保育の受け皿の拡大、年金の受給資格期間の短縮、育児休業制度の拡充、雇用保険料の軽減、給付型奨学金の創設等のほか、経済再生に直結する取り組みの推進や働き方改革の推進が盛り込まれました。また、財政健全化では、一般歳出の伸びについて2年連続して「経済・財政再建計画」の目安を達成することとされ、社会保障の持続可能性を確保するために、社会保障関係費の伸びも「目安」によって抑制され、国債の発行額も引き続き縮減するとされました。

国の一般会計予算の規模は総額97兆4,547億円とし、前年度予算に比べ0.8%増の予算となり、歳入では、税収が個人所得課税、法人課税等の改正を行うとして、前年度予算比0.2%増の57兆7,120億円を見込み、一般歳出の規模は58兆3,591億円で、前年度予算比0.9%増となっております。

介護などの社会保障費につきましては、「一億総活躍社会」の実現に向けて、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」の目標実現のため、保育士等や介護人材・障害福祉人材の処遇改善を実施するほか、保育・介護の受け皿整備等を着実に推進することとしました。さらに、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく重点化・効率化策等により財源を確保し、保育の受け皿拡大、年

金受給資格期間の短縮、国民健康保険への財政支援の拡充等の社会保障の充実を推進しており、「経済・財政再生計画」の目安に沿って、社会保障関係費の伸びを抑制しつつ、メリハリのきいた社会保障関係予算となっております。これらの結果、平成29年度の社会保障関係費は、28年度当初予算額に対して4,997億円、1.6%増の32兆4,735億円が計上されました。

地方財政につきましては、「経済財政運営と改革の基本方針2015」を踏まえ、国の一般歳出の取り組みと基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源は、平成30年度までにおいて平成27年度の水準を下回らないよう実質同水準を確保することとされました。その際、歳出面では、地方における現下の喫緊の重点課題に対応するための当面の措置として「重点課題対応分」2,500億円、老朽化対策を初め公共施設等の適正管理を積極的に推進するため、仮称でございますが「公共施設等適正管理推進事業費」として3,500億円を計上する一方、平成28年度の「地域経済基盤強化・雇用等対策費」4,450億円を1,950億円に縮減するなどの歳出の抑制が図られました。また、「まち・ひと・しごと創生事業費」は引き続き1兆円を計上することとされました。地方特例交付金につきましては、個人住民税におけます住宅借入金等特別控除による減収額を補填することとして、1,328億円を計上しております。

以上の結果、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる地方交付税交付金は、平成28年度当初予算額に対して2,765億円増の15兆4,343億円、地方交付税交付金と地方特例交付金をあわせた地方交付税交付金等は、平成28年度当初予算額に対しまして2,860億円増の15兆5,671億円となっております。

また、同特別会計から地方団体に交付されます地方交付税交付金は、平成28年度当初予算額に対しまして3,705億円減の16兆3,298億円となっております。

次に、町の平成29年度の予算編成について申し上げます。

予算編成は、昨年10月31日に開催いたしました予算編成説明会におきまして方針を示すことによりスタートしたものでありますが、今年度も平成29年度から3年間の財政見通しを策定いたしまして、単年度ごとの政策、事業執行に加え、町課題への対応検討を、複数年度の財政状況を踏まえて計画的な対策、対応を図ることとしたものであります。

基本方針につきましては、国の予算編成や地方財政対策、社会保障・税一体改革など制度改正に対して、その動向の把握に努め、迅速かつ的確な対応を図ることとしたものであります。

本町の歳入予算の根幹であります町税につきましては、人口や居住用住宅及び賃貸

用集合住宅の増加、並びに企業の設備投資等による課税額の増加、また徴収率の向上により一定水準は確保できるものの、大幅な増額は見込めない見通しであり、さらに地方交付税は交付税算定となる国勢調査人口の増加はあったものの、税収の伸びにより基準財政収入額が増加し、国の方針におきましても、普通交付税は前年度より伸びは見込めないことから、財政状況は厳しい環境に直面いたしております。

一方、歳出におきましては、平成27年5月に人口が2万8,000人を超え、地域発展に向けた取り組みが徐々に実を結ぶ中、学校施設整備や子育て支援等、新たな行政需要が見込まれており、扶助費につきましては子育て支援等から引き続き自然増となる状況でございます。

さらに、地方分権の進展や少子高齢化の進行から、都市間・地域間競争や地方を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後のまちづくりの指針となります第四次総合計画に基づく事業を主眼に展開した施策や、維持補修費は施設の老朽化により費用が増加傾向にあります。

投資的経費につきましては、継続事業でありました防災行政無線放送施設整備事業、大和町南部コミュニティセンター建設事業が完成完了を迎え、さらに宮床中学校の大規模改修事業が契約締結となり、平成28年度とは一転して予算額の減少となっておりますが、第四次総合計画の見直しや、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定などにより新たな取り組みが必要となるなど、厳しい状況にあるところでございます。

このため、平成29年度の町政運営の基本方針といたしましては、財源が限定される厳しい財政状況を踏まえまして、既存事業、新規事業を問わず、事業のP・D・C・Aサイクル確認と、スクラップ・アンド・ビルドによります事務事業の見直しをそれぞれの部署において事業ごとに実施し、事業の目的達成のために何が最善の方法であるか、最小の経費投入で最大の効果を生む方法であるか、到達の度合いはどの段階にあるか、特に補助制度の活用はしっかりと示されているか等、十分に吟味し、特に政策的に実施する事業につきましては、その必要性和効果を改めて検証することとしたものでございます。

編成いたしました予算を通して新年度の町財政を見ますと、歳入面では転入者の増加がありましたが、平成28年度の実績から推計いたしまして、個人町民税が約1,440万円、法人町民税が約350万円の減少、固定資産税においては、復興特区法の減免や新築軽減等の見通しから約710万円の減少、軽自動車税につきましては、ほぼ前年度同額程度、町たばこ税につきましても前年度同額の計上とし、町税全体では1,437万円の減額計上といたしております。

一方、平成28年度収入状況や平成29年度地方財政対策から、地方譲与税は1,000万円の増額計上とし、利子割交付金は200万円の減額、配当割等交付金につきましては260万円の増額計上とし、地方消費税交付金につきましては1,300万円の減額計上といったところであります。

また、臨時財政対策債は前年度より5,000万円減額の3億5,000万円とし、さらに民生債は前年度同額、衛生債につきましては1,050万円の増となりましたことから、町債総額は3,950万円減の3億6,890万円を見込み、歳出の公債費元金償還額との増減により、年度末町債残高は約1億8,272万円減少する見通しとなっております。

国庫支出金につきましては、宮床中学校大規模改修事業に係ります教育費負担金が約4,000万円の減、防災無線施設整備事業に係ります総務費国庫補助金が約1億6,600万円の減、都市再生整備計画事業に係ります土木費国庫補助金が約1億6,000万円の減額により、結果として約10億400万円となったものでございます。

また、県支出金は、民生費負担金、民生費補助金等の増により約2,580万円増の約6億400万円と計上したところでございます。

地方交付税につきましては、地方税の平成28年度実績により、普通交付税で約3億3,600万円の減額を見込んでおりますが、東日本大震災復興特別区域法に基づく固定資産税減免相当分について交付されます震災復興特別交付税約2億1,650万円の増加の見込みにより、結果として約1億1,940万円減額の約12億9,600万円となったものでございます。

基金繰入金は、財政調整基金から6億5,800万円、東日本大震災復興基金から約220万円、防衛施設周辺調整交付金基金から約8,320万円、長寿社会対策基金から1,000万円の繰り入れを措置いたしております。

次に、歳出であります。新年度の予算編成に掲げております重点事業や主な施策についてご説明申し上げます。

最初に、「もっと夢を、大和町に生きる気概と誇りを子どもたちに」についてであります。

第一に、教育環境の整備といたしまして、宮床中学校の大規模改修事業に引き続き、手狭になってまいりました校庭の拡張事業により必要スペースの確保を図ってまいりますとともに、吉岡小学校の耐力度調査の結果を受け、吉岡小学校整備計画の策定を実施いたします。

第二に、「大和町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけられます学習の場

の提供と、自然豊かな環境の中での「志」を高める事業、放課後学習や土曜学習「まほろば塾」、学級支援サポーターの配置、林間教育などの人づくりプロジェクト事業を昨年に引き続き実施してまいるものであります。また、児童の学習環境の充実と学力向上のための総合的な児童支援も継続してまいります。

学校施設及び社会教育関係施設の老朽化対策につきましては、総合体育館並びにまほろばホールの修繕事業を継続して実施するほか、老朽度合いにより計画的に民俗談話室と教育ふれあいセンターの修繕工事を行ってまいります。

次に、「もっと安心を、子育て・福祉・健康支援を一人ひとりの町民に」についてであります。

第一に、「子育て支援住宅整備事業」であります。本町の喫緊の課題であります周辺地域の人口流出や児童数の減少に歯どめをかけるために、子育て支援住宅の宅地造成事業に着手するものであります。あわせて、事業用地の関係と施設の老朽化対策のため、「宮床児童館整備事業」に着手いたします。

第二に、「子育て世帯等移住・定住応援事業」、「三世代同居応援事業」であります。これは、人口が減少しております周辺地域へ移住、転居する世帯と、新たに3世代が同居する世帯に対しまして、住宅取得、引っ越しやリフォームの費用の一部を助成するものであります。

第三に、「認可外保育施設利用者補助事業」であります。これは、待機児童解消策の一つの対策といたしまして、待機児童となりました児童が認可外保育施設を利用された場合に、保護者に対しまして施設利用料の一部を助成するものであります。

第四に、「出産祝い品贈呈事業」であります。これは次世代を担うお子様の誕生を祝福し、健全なる成長を願い、お祝い品を贈呈するものであります。

そのほか継続事業といたしまして、入院・通院の保険診療の自己負担金を所得制限なしで18歳まで助成する「あんしん子育て医療費助成事業」、第三子以降のお子さんが誕生された家庭並びに3人目以降のお子さんの小中学校入学時に祝い金等をお贈りする「第3子支援事業」、公共交通機関を日常的に利用して通学されている高校生などに対しまして、定期券購入費用の一部を助成します「高等学校等通学費助成事業」のほか、私立保育園運営事業、放課後児童クラブ運営事業、児童支援センター運営事業などを引き続き実施し、安心して出産・子育てができる環境の確保を図ってまいります。

そのほかにも、本庁舎窓口への手話通訳者並びに生活保護相談員につきましても引き続き配置を図り、来庁される方々のご不便の解消を図ってまいります。

また、母子保健事業や健康たいわ21推進事業、食育推進事業を継続して実施してまいりますとともに、がん検診や一般健診につきまして受診率の向上を図り、また、生活習慣病の予防に関する知識の普及啓発や、地域を指定しての推進事業により、町民の皆様の健康を支え、守るための社会環境の整備を図ってまいります。

次に、「もっと安全を、災害に強い町に」であります。

防災対策の充実に関しましては、被災後6年を迎えようとしております東日本大震災や、一昨年発生しました9・11関東・東北豪雨災害を教訓に、地震や風水害、火災時に備えた防災対策のさらなる強化を図るため、南部コミュニティセンターに小型動力ポンプ付軽積載車の購入配置とポンプ舎の建設を行うこととしております。

治水対策の促進につきましては、集中豪雨等による浸水、越水の解消を図るため、継続事業としまして明ヶ沢川の改修を実施いたします。

次に、「もっと元気を、文化・産業・交流・賑わいを大和町に」であります。

第一といたしまして、昨年観光案内の拠点として設置しました吉岡宿本陣観光案内所を引き続き設置し、大和町への積極的な来訪者の呼び込みとおもてなしを行うとともに、「店舗物件取得・改修事業」によります空き店舗の活用により、観光振興と商店街の活性化を図ってまいります。

第二に、農林水産業の振興に関しまして、TPPからのアメリカ合衆国の脱退や国の農政改革など、本町の基幹産業であります農業経営を取り巻く環境は、急変著しく厳しさを増していることから、農業再生支援事業として、農地・水・環境の良好な保全と資質向上を図るため、多面的機能支払交付金事業、水田農業対策事業等を中心に農業水田対策の推進を図ってまいります。

また、農業経営基盤の整備といたしまして、八志田堰用水路改修事業を継続して実施することとし、さらに中山間地域の耕作放棄地の防止・解消を図るため、国の補助制度を活用して中山間地域等直接支払交付金事業に取り組んでまいります。林業振興は、森林機能の多面的機能保持の観点からの民有林育成を図るため、森林整備活動支援交付金事業に引き続き取り組んでまいります。

第三に、商工業振興でございます。企業の誘致につきましては順調に推移しておるところであり、新たな雇用の創出などを視野に入れながら、今後も財政基盤の確立や就労の場の確保に向けて、引き続き企業誘致活動を展開してまいります。

また、中小企業者の資金面の支援策といたしまして、中小企業振興資金の利子補給や債務保証料等の支援を継続することとし、さらに商店街の再生と活性化を図るため、サブロー商品券の発行の補助をするなど、商工振興事業や商店街担い手支援事業に引

き続き取り組んでまいります。さらに、前にも述べましたが「店舗取得・改修事業」によります商店街の活性化を図ってまいります。

第四に、ごみ収集体制・処理施設の充実に関しましては、各行政区で設置いたしておりますクリーンステーションの整備促進を図るとともに、もみじヶ丘地区のクリーンステーションにつきまして、塗裝修繕の費用を計上いたしました。黒川地域行政事務組合で進めておりますごみ焼却施設更新整備関連事業とあわせまして、周辺地域を含めた地域環境整備事業に取り組んでまいりますのでございます。

第五に、社会資本の整備であります。交通基盤の充実・強化に関しては、もみじヶ丘・杜の丘団地内の舗装修繕、大崎三ノ関線等の路線の維持修繕を行うほか、町単独事業としましては、太田小鶴沢線等の継続事業のほか、新たに原子附ノ川線等の整備に取り組んでまいります。特定防衛施設周辺整備調整交付金事業といたしましては、桜木上舞野線、流通平1号線、もみじヶ丘幹線3号線ほかの路線の改良事業を継続して実施する予定としているところであります。

そのほか、公園整備事業といたしまして、杜の丘地区の公園の測量設計並びに整備事業を実施し、町営住宅の老朽化維持対策事業といたしましてガス管の更新事業等を実施してまいります。

上下水道関係につきましては、漏水対策としましての配水管布設事業、公共下水道の整備事業としましては、長寿命化対策や今年度の南部コミュニティセンターに引き続き、まほろばホールにマンホールトイレの設置等を実施し、住環境及び産業活動環境、公衆衛生の向上と防災対策を合わせて図ってまいります。

第六に大学等との連携についてであります。宮城大学との連携では、平成27年度より職員を派遣し緊密な連携をとってまいりましたが、平成29年度においては、引き続き職員研修の一環といたしまして、科目履修生に職員を参加受講させるほか、大学より講義の一環として大和町を会場としてフィールドワーク演習を実施したいとの申し出がございますので、協力体制をとる予定といたしております。

また、健康づくりの部門では、仙台大学と連携して肥満の予防と健康的な運動習慣や食習慣の正しい知識の普及啓発や、子供からの健康づくりを進めてまいりました地区モデル事業を、宮床地区を対象に実施する所存であります。

第七に、公共交通の充実・強化に関しましては、平成28年度に引き続きデマンドタクシーを運行することとし、町民バスにつきましては、「宮床線」について、南部コミュニティセンター周辺のバス停と黒川病院周辺の運行経路につきまして見直しを実施しますとともに、マイクロバスの更新を実施いたします。

最後に、「そして創生を」であります。

第一は、「みんなで進める協働のまちづくり」であります。

町民サービス向上に配慮しました組織体制として、行政組織強化のために、職員研修の強化を図ってまいります。職場内研修のほかに職場外の研修として、市町村職員研修所、市町村アカデミー等への研修派遣を行うほか、職員の研修派遣によりまして農業政策の専門家の育成を図ってまいります。

さらに、宮城大学の職務関連科目につきまして、科目履修生としての参加、新規採用職員の陸上自衛隊大和駐屯地生活体験入隊等を行い、人口増加や多岐にわたる行政需要に対応するため、事務の効率化や適正迅速な事務処理などの町民サービスの向上に資する職員の資質の向上に努めます。

第二は、平成27年度に策定いたしました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の具現化であります。大和町の強みを生かし、「みんなが誇りと愛着を持って住み続けられる町の実現」を目指して、「子育て支援住宅整備事業」などの喫緊の課題の具現化、事業化に取り組んでいく所存でございます。

第三は、「計画の進行管理と推進体制」であります。本町のまちづくりの基本目標や基本方針として平成21年3月に策定いたしました第四次総合計画は、社会情勢の変化や人口の増加などの新たな課題などを踏まえ、また「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図りながら、平成28年度に「子育て」「定住」「教育」をキーワードに見直しを行ったところであり、平成29年度は見直し後の2カ年目として、子育て支援と中心市街地と周辺地域の均衡ある住環境の確保を主要課題に事業の展開等を行っていき所存であります。

以上が、平成29年度の主要施策の概要であります。経常的な施策事業につきましてもあわせて措置をしているところでございます。

これらの内容を盛り込みました一般会計当初予算額の概要であります。一般会計予算総額は97億9,100万円で、前年度に比較し11億3,300万円、約10.4%の減となったところであり、

これに充てます財源につきましては、町税44億5,298万7,000円、地方交付税12億9,601万2,000円、国庫支出金10億422万5,000円、県支出金6億418万3,000円、町債3億6,890万円とその他の収入のほか、財政調整基金6億5,800万円、特定防衛施設周整備調整交付金事業基金8,329万円、長寿社会対策基金1,000万円等の基金繰入金をもって充当することといたしております。

次に、特別会計予算について申し上げます。

初めに、国民健康保険事業勘定特別会計では、保険財政共同安定化事業拠出金の減額、また、介護保険事業勘定特別会計は介護保険給付費の増額となっております。

財産区特別会計につきましては、3財産区会計ともそれぞれ所要の措置をいたしておりますが、分収造林業務委託事業等の経費を措置いたしております。

奨学事業特別会計は、経済的な理由により修学が困難な方への貸付金について所要の措置をいたしております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合納付分の減少から、減額措置となったものでございます。

下水道事業特別会計につきましては、吉田川流域下水道維持管理負担金の増により増額の措置をいたしております。

農業集落排水事業特別会計につきましては、区域内の加入促進とともに維持管理業務経費を措置したものであります。

戸別合併処理浄化槽特別会計につきましては、設置浄化槽の維持管理経費を措置したものでございます。

水道事業会計につきましては、安全・安心、安定的な給水に資するよう維持管理に要する経費を措置いたしました。

水道事業会計を除く平成29年度の各種会計予算の総額は、154億9,503万9,000円となり、前年度当初予算と比較しまして6.8%、11億3,943万6,000円の減となったところでございます。

以上が、平成29年度当初予算概要でございます。

次に、平成28年度補正予算についてご説明を申し上げます。

議案第21号の一般会計は、補正額3億9,771万5,000円を減額し、総額を115億95万4,000円とするもので、主なものは、各費目におきまして人件費の調整、執行額の確定によります減額のほか、総務費では基金利子の積み立て分の追加措置、ふるさと寄附金の返礼品やその他手数料の追加分に係ります追加、医療費助成に係る基金の積み立てによる増額でございます。

民生費では、臨時福祉給付に要する経費の追加、扶助費の交付額の増加によります追加及び国民健康保険・介護保険特別会計への繰出金の減額。衛生費は、ごみ処理施設建設に係ります黒川地域行政事務組合への負担金を減額措置し、農林水産業費は、有害鳥獣対策事業費につきまして追加を行い、商工費では、企業立地奨励金、用地取得費助成金の確定により減額し、土木費は、道路橋梁の改良等の契約の差金を減額措置し、教育費におきましても、各種契約等の確定によります差金を減額する措置をい

たしております。

消防費につきましては、黒川地域行政事務組合消防費分負担金を追加措置し、教育費につきましては、スクールバスの業務委託料の契約差金、各施設の修繕工事等の契約差金を減額するものでございます。

災害復旧費におきましては、単独災害復旧費におきまして、農業施設等小災害復旧事業の確定により追加措置し、平成27年関東・東北豪雨災害、現年度単独災害復旧費につきましては、県営事業費負担金の追加、道路補助災害復旧費での減額措置、河川単独災害復旧費におきましては追加措置をし、そのほか財源の振りかえ、差金の減額を措置したものでございます。

その他各種事業につきましては、事業執行に伴います精算調整の措置を行っております。

これらの財源措置といたしまして、国庫支出金1,605万9,000円、県支出金920万7,000円の減額、財産収入は1,129万7,000円の追加、寄附金1,350万円の追加と分担金及び負担金623万3,000円の減額、繰入金3億9,094万3,000円、町債100万円の減額対応などとしております。

次に、特別会計の補正予算についてであります。議案第22号の国民健康保険事業勘定特別会計は人件費及び事業の確定等による調整、議案第23号の介護保険事業勘定特別会計は計画策定業務委託に要する経費、地域支援事業に要する経費の追加等の予算を措置いたしております。

議案第24号の宮床財産区特別会計は、森林総合研究所分収造林事業中止の減額措置、議案第25号の吉田財産区特別会計は、事務事業執行による減額、議案第26号の落合財産区特別会計は、繰越金と基金繰入金の財源の振りかえ調整を行っております。

議案第27号の奨学事業特別会計は、奨学金貸付金の確定により減額を、議案第28号の後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療広域連合納付金の精算減額を行っております。

議案第29号の下水道事業特別会計は、吉田川流域下水道建設及び維持管理費負担金の確定によります減額、議案第30号の農業集落排水事業特別会計は、人件費の調整と実績による減額、水道事業会計は収益的支出での追加と資本的支出で、事業費調整の減額を行っております。

次に、本日提出しております議案についてでございますが、初めに議案第2号、第3号、第4号は、さきの臨時議会で取り下げました案件でございますが、改めて提案をさせていただきます。これらの件につきましては、本来、町の条例に基づき議会

の議決を経るべきところを、議決を経ずに契約してしまったものでありまして、まことに申しわけなく、改めて深くおわびを申し上げたいと思います。大変申しわけございませんでした。なお、今後の対応等につきましては、本日予定されております全員協議会で説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第2号、平成28年度伊達いわな生産体制強化備品等購入契約につきまして、議会の議決を経ないまま施行したものにつきましての追認の議決をお願いするものでございます。

議案第3号は、平成25年度子ども・子育て支援システム導入事業契約につきまして、議会の議決を経ないまま施行したものにつきましての追認の議決をお願いするもので、議案第4号につきましては、平成25年度子ども・子育て支援システム導入事業契約の変更につきまして、議会の議決を経ないまま施行したものにつきましての追認の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第5号は、出産祝い品贈呈事業につきまして、条例により定めるもの。

議案第6号は、大和町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきまして、公表時期に関しまして改正するものでございます。

議案第7号は、大和町個人情報保護条例等につきまして、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正の法律により、改正するものでございます。

議案第8号につきましては、大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきまして、人事院勧告に基づき、介護休暇の分割取得と介護時間の新設に要するものと、育児休業の対象となる子の範囲の拡大につきまして改正するもの。

議案第9号につきましては、大和町職員の育児休業等に関する条例につきまして、人事院勧告に基づき整備するもの。

議案第10号につきましては、大和町税条例等につきまして、軽自動車税の環境性能割について定めるほか、国からの準則に基づき改正するもの。

議案第11号につきましては、大和町手数料徴収条例につきまして狂犬病の予防注射の金額につきまして改正を行うもの。

議案第12号から第13号につきましては、大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例ほかの条例につきまして、介護保険法の一部改正に伴い所要の改正を行うもの。

議案第14号から議案第18号につきましては、大和町吉岡コミュニティセンターほか

の施設につきまして、大和町南部コミュニティセンター設置及び管理に関する条例で規定している使用料及び時間区分に差異があるため、南部コミュニティセンターに合わせて改正するもの。

議案第19号につきましては、大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例につきまして、大和町南部コミュニティセンターの開設に伴い、利用者の利便に資するよう改正するもの。

議案第20号につきましては、大和町道路占用料等条例につきまして、占用料の見直しを行うものがございます。

以上が、平成29年度に執行いたします町政の基本方針と提出議案の概要でございますが、今会期中に人事案件に係る議案を追加させていただく予定としておりますのであらかじめご了承をお願いいたします。

以上でございますが、何とぞよろしくご審議をいただきましてご可決を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

議 長 （馬場久雄君）

暫時休憩します。

休憩の時間は10分間とします。

午前10時54分 休 憩

午前11時05分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3 「議案第 2号 平成28年度伊達いわな生産体制強化備品等購入契約について」

日程第 4 「議案第 3号 平成25年度子ども・子育て支援システム導入事業契約について」

日程第 5 「議案第 4号 平成25年度子ども・子育て支援システム導入事業契約の変更について」

- 日程第 6 「議案第 5 号 大和町出産祝品支給条例」
- 日程第 7 「議案第 6 号 大和町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 8 「議案第 7 号 大和町個人情報保護条例等の一部を改正する条例」
- 日程第 9 「議案第 8 号 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 10 「議案第 9 号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 11 「議案第 10 号 大和町税条例等の一部を改正する条例」
- 日程第 12 「議案第 11 号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例」
- 日程第 13 「議案第 12 号 大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」
- 日程第 14 「議案第 13 号 大和町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」
- 日程第 15 「議案第 14 号 大和町吉岡コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 16 「議案第 15 号 大和町吉田コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 17 「議案第 16 号 大和町農林漁業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 18 「議案第 17 号 大和町町民研修センター設置条例の一部を改正する条例」
- 日程第 19 「議案第 18 号 大和町鶴巣防災センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 20 「議案第 19 号 大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 21 「議案第 20 号 大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例」

- 日程第22「議案第21号 平成28年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第23「議案第22号 平成28年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第24「議案第23号 平成28年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第25「議案第24号 平成28年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」
- 日程第26「議案第25号 平成28年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」
- 日程第27「議案第26号 平成28年度大和町落合財産区特別会計補正予算」
- 日程第28「議案第27号 平成28年度大和町奨学事業特別会計補正予算」
- 日程第29「議案第28号 平成28年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」
- 日程第30「議案第29号 平成28年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
- 日程第31「議案第30号 平成28年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」
- 日程第32「議案第31号 平成28年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」
- 日程第33「議案第32号 平成28年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第3、議案第2号 平成28年度伊達いわな生産体制強化備品等購入契約についてから日程第33、議案第32号 平成28年度大和町水道事業会計補正予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長（後藤良春君）

改めまして、おはようございます。

最初に、地方自治法並びに条例を失念いたしまして、議会を軽視するような形にな

りましたことに対しまして、おわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

それでは、議案第2号 平成28年度伊達いわな生産体制強化備品等購入契約についてを説明させていただきます。

上記業務について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の追認をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

それでは、説明につきましては、議案第2号関係資料で説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

1 ページから説明させていただきます。

入札の状況、入札参加の条件としまして（1）地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないこと。（2）平成27年、平成28年度大和町物品・役務業務入札参加資格の承認された者で、下記の事項に該当する者であること。

飛びまして2に行きまして、入札の状況でございますが、ダイレクト型一般競争入札で行いました。（3）に行きまして、入札に関しましては、1社である場合におきましても入札を執行するという形をとらせていただきました。

3、入札参加者。1社でございまして、ホシザキ東北株式会社仙台北営業所でございます。

入札の結果。入札は平成28年9月15日に執行されまして、応札者がホシザキ東北株式会社仙台北営業所。応札額が1,980万円。予定価格が2,036万円。低入札調査基準価格が1,323万4,000円でございますので、落札という形になりました。

次のページをお開き願いたいと思います。

契約の内容としまして、先ほどお話ししましたが、1,980万円消費税がつきまして2,138万4,000円、契約の相手方がホシザキ東北株式会社仙台北営業所、契約の締結が平成28年9月27日でございます。

事業の概要としまして、備品の納入箇所が大和町吉田字南川下四十番地の一、花野果ひろばの隣の加工施設でございます。（2）納入期限としまして、平成28年11月30日。購入の概要としまして、宮城県が開発しました全雌三倍体イワナである「伊達いわな」を大和町の特産品として推進するため、本町が事業主体となり新たな加工品の供給体制の構築が必要となったため、加工機器等全49品の備品の購入を行ったものでございます。内容につきましては、次ページから説明させていただきます。

履行の状況でございますが、平成28年11月29日、産業振興課である確認は私、後藤が行いました。

次の3ページから4、5ページが49品の内容でございまして、7ページが種類ごとに分類したものでございます。

8ページ以降は写真による説明でございます。1番から49番まで掲げておりますけれども、11ページの変ったところでは16番自動連続焼機、18番の伊達いわなをスモークするスモークのマシンでございます。その下の20番、21番がスモークをしたものをスライスする機械でございます。

12、13ページも同じようなテーブル等の備品でございます。

14ページが35番、36番がプレハブ式の冷蔵庫、冷凍庫となっております。

15ページ、16ページにつきましてはテーブル等の備品となっております。

以上、追認のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

それでは、議案書2ページをお願いいたします。

議案第3号 平成25年度子ども・子育て支援システム導入事業契約についてであります。

本契約につきましては、予定価格が1,500万円以上となる財産取得の契約でありまして、大和町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に定める予定価格を超えておりまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、本来であれば議会の議決を得るべきところでありましたが、失念しまして、議会の議決を得ずに契約を締結してしまったものであります。このため、本契約を契約締結日にさかのぼって有効とすることにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づきまして、改めて追認の議決をお願いするものであります。こうした事態を招いたことに対しまして、改めておわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

説明につきましては、別冊の議案説明書（議案第3号関係資料）で説明をさせていただきますので、そちらをお願いいたします。

まず、1ページをお開きをお願いしたいと思います。

初めに、入札の状況であります。本事業は平成14年度から稼働しております本町の保育業務システムに「子ども・子育て支援新制度」の内容を上乗せするシステムで

あることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づきまして、随意契約により施行をいたしたものでございます。

入札参加者につきましては、日本事務器株式会社東北支社1社でありました。

入札結果につきましては、予定価格が1,842万円に対して応札額が1,690万円であり予定価格を下回った応札額であったことから、同社に落札決定をいたしたものであります。

契約金額につきましては、消費税額を含めまして1,774万5,000円であります。

契約相手方は日本事務器株式会社東北支社で、契約締結日は平成26年2月17日であります。

次に、事業概要であります。納入場所は子育て支援課、納入期限は平成26年3月31日としたところでございます。

購入概要につきましては、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」の施行に合わせまして、保育の必要性の認定、保育施設利用申し込み受付・決定など、利用調整に関するもの、施設・事業者の確認、事業者に対する給付制度の創設、国との補助申請等に関する情報連携などの事務処理を行うためのシステムの導入を行ったものでございます。

2ページでございますが、主な備品の種類は全体の契約金額の約92%を占めますソフトウェア、これが子ども・子育て支援システムでございますが、それと合わせまして約8%を占めますハードウェア、サーバ、クライアント、プリンタの購入を行ったものでございます。

続きまして、議案書の3ページにお戻りをいただきたいと思っております。

議案第4号 子ども・子育て支援システム導入事業契約の変更についてであります。

議案第3号で追認の議決をお願いしております平成25年度子ども・子育て支援システム導入事業契約についての変更契約を締結したものでございます。本事業の契約変更につきましては、変更契約締結日にさかのぼりまして有効とすることにつきまして、改めて追認の議決をお願いするものでございます。

説明につきましては、別冊の議案説明書（議案第4号関係資料）で説明をさせていただきますので、そちらをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

事業名につきましては、平成25年度子ども・子育て支援システム導入事業であります。納入場所は子育て支援課であります。変更理由としましては、「子ども・子育て支援新制度」の内容につきまして追加事項が発生したことから、当初の契約金額内及

び納入期限内での履行が困難となったことから、変更契約を行ったものでございます。

変更の内容としましては、納入期限を平成26年3月31日から平成27年3月31日に、事業額を1,774万5,000円から1,989万3,600円と214万8,600円の増額とするものでございます。変更契約につきましては、平成26年3月20日に締結を行ったものでございます。

履行の状況につきましては平成27年3月31日に履行確認を行ったものでございます。大変申しわけございませんでした。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

それでは、議案書4ページをお願いいたします。

議案第5号 大和町出産祝品支給条例についてでございます。

この条例を定める背景といたしましては、大和町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の基本目標の一つであります「大和町における結婚・出産・子育てを支援する」施策の中の「出産、育児にやさしいまち大和」に基づきまして、出産祝い品贈呈事業を実施するものでありまして、祝い品の支給に関し必要な事項を定めるものであります。

それでは、説明資料によりましてご説明をさせていただきますので、議案説明書の議案第5号関係資料をお願いいたします。

1ページからご説明をさせていただきます。

大和町出産祝品贈呈事業についてでございます。

1の事業の趣旨につきましては、次代を担う子供の出産を奨励し、新たに出生した子供を祝福するとともに子供の健全な発育を促し、もって福祉の増進を図るものでございます。

2つ目の支給要件としましては、平成29年4月1日以降に出生し、かつ生まれた子の住所を大和町に定めた保護者に対し支給するものでございます。

3つ目の出産祝品の額及び祝い品につきましては、1万円以内とさせていただきます。祝い品につきましては絵本とし、一人につき1セットとするものでございます。

4の支給方法等につきましては、祝い品は保健福祉課で準備するものとし、出生届出の際、町民生活課で交付しております祝詞とともに町民生活課及び社の

丘出張所窓口で贈呈するものでございます。

なお、出生届出が他の市区町村に出された場合には、当該市区町村から通知を受けた後に保健福祉課より本人宛通知をさせていただきまして、保健福祉課にて贈呈をさせていただくものでございます。

事業施行予定日については、平成29年4月1日とさせていただきたいと思っております。

対象者につきましては300人を予定しておりまして、予算額につきましては300万円を予定しております。

周知方につきましては、町広報誌及びホームページ掲載により周知を図ってまいりたいと思っております。

出産祝い品を絵本とする経緯について、ご説明させていただきます。

子供の心の安らかな発達には、親子の、さらには多くの人との触れ合いによって育まれます。本事業は、子供の心の健康づくり、子供の健やかな育ちから、保護者の育児不安の軽減を図ることを目的としておりまして、絵本をツールとして親子のコミュニケーションを豊かにすることに寄与するものと考えております。絵本を贈呈し、本の読み聞かせを推進することは、町の育児支援のスタートでもありまして、町の全ての赤ちゃんに公平に絵本体験の機会を与えることができるものと思っております。さらには、母子保健では母子のメンタル、子育て支援では虐待予防、生涯学習面では豊かな感性、好奇心や探求心を培う家庭・社会教育の観点からも連携、継続した地域ぐるみの育児支援にかかわる有効な手段と考えているところでございます。さらには、スマホ等のメディアを活用した子育てが子供の発達に悪影響を及ぼしているとの事例も報告されていることから、絵本を活用して子育てを支援していきたいと考えておるところでございます。

なお、贈呈する絵本のセットにつきましては、双子等の多子の出生を考慮いたしまして、同一のものを贈呈しないよう配慮したいと考えているところでございます。

選考につきましては、現在選考作業を進めているところでございまして、赤ちゃんが保護者と豊かな言葉を交わしながら楽しい時間を過ごすことで、心健やかに成長することを応援する絵本で、年月を経て赤ちゃんから支持され続けている絵本等を今選考させていただいているところでございます。対象とする年齢につきましては、ゼロ歳から2歳児ごろまでの絵本と考えておるところでございます。なお、選定につきましては、既に取り組んでいる自治体からも情報収集を重ねまして、選考を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案書4ページをお願いいたします。

第1条につきましては、事業の目的を定めるものでございます。

第2条では、支給要件を定めるものでございます。

第3条につきましては、出産祝品の額を定めるものでございます。

第4条では、支給方法及び他の市区町村に届出された場合についてを定めるものでございます。

第5条につきましては、他の市区町村に届出された場合の通知についてを定めるものでございます。

第6条につきましては、不正な手段によって支給を受けた場合の返還について。

第7条につきましては、委任について定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日以後の出産について適用するものでございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 （櫻井和彦君）

続きまして、議案第6号 大和町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書につきましては5ページ、あわせまして、条例議案説明資料（議案第6号～第20号関係）をご準備いただきまして、そちらは1ページをごらんいただきたいと思います。

大和町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の一部改正につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、人事行政の運営等の公表に関し、任命権者の報告しなければならない事項が追加されましたことから、条例の一部を改正するものでございます。

説明資料1ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表で説明させていただきます。

第3条第1項第2号に「職員の人事評価の状況」、第5号に「職員の休業に関する

状況」、第8号に「職員の退職管理の状況」を追加し、それに伴いまして、号番号の整理を行うものでございます。

第4条につきましては、公表の時期につきまして、「8月末」を「11月末」と改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書5ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則でございます。この条例につきましては、平成29年4月1日から施行いたしますのでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第7号 大和町個人情報保護条例等の一部を改正する条例でございます。

議案書が6ページ、あわせまして説明資料につきましては2ページ以降をごらんいただきたいと思っております。

今回の一部改正につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法でございますが、その一部を改正する法律の一部の施行が平成29年5月30日とされたことによりまして、必要な箇所の改正を行うものでございます。

第1条といたしまして、大和町個人情報保護条例等の一部を次のように改正するものでございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。新旧対照表でございますが、第2条第3項につきまして、改正後の番号法第26条で番号法第23条の規定が条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用するとされたことによりまして、所要の改正を行うものでございます。

議案6ページにお戻りいただきまして、第2条でございますが、大和町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正するものでございます。

説明資料につきましては3ページでございます。こちらも新旧対照表で説明をさせていただきます。第24条でございますが、改正後の番号法第31条第1項の規定により読みかえで適用する行政機関個人情報保護法第35条では、通知先として番号法第19条第8号に規定する条例事務関係情報照会者が追加されることとなりますが、条例にあっては当該条例事務関係情報照会者に加え、同号に規定する条例事務関係情報提供者も通知先に追加するものでございます。

恐れ入ります、議案書6ページのほうにお戻りいただきまして、附則でございます。

この条例につきましては、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第8号でございます。大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書につきましては7ページでございます。あわせて、説明資料につきましては4ページ以降をごらんいただきたいと思います。

今回の一部改正につきましては、昨年8月の人事院勧告によりまして、介護休暇の分割、介護時間の新設及び子の範囲の拡大について、国家公務員に準じた改定を行うものでございます。

第1条でございます。

大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を次のように改正するものでございます。説明資料4ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第8条の2第1項につきましては、子の要件に特別養子縁組の監護期間中の者、養子縁組里親である職員に委託されている者などを追加するものでございます。

第2項につきましては、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、この要件に第1項と同様に要件を追加するものでございます。

5ページになりますが、第8条の3第4項でございます。「第1項及び前項」を「前3項」と改め、第15号第1項及び第2項における介護休暇規定への育児休暇規定の読みかえを改めるものでございます。

第11条につきましては、休暇の種類に「介護時間」を追加するものでございます。

6ページをお願い申し上げます。

第15条第1項及び第2項につきましては、介護休暇を分割取得できるよう改めるもの。第15条の2第1項から第3項につきましては、介護時間について定めるもの。第16条につきましては、休暇の承認について「介護時間」を追加するものでございます。

議案書9ページにお戻りをいただきまして、第2条でございますが、大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

説明資料につきましては、7ページでございます。新旧対照表でございますが、第8条の2第1項につきましては、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務について、養子縁組里親の規定に改めるもの。第8条の2第2項につきましても同様の改正を行うものでございます。

恐れ入ります、議案書にお戻りをいただきまして、9ページをお願いいたします。
附則でございます。

第1項、施行期日でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行の日でございます平成29年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項、経過措置でございます。改正前の条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日において介護休暇の初日から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に関する第1条の規定による改正後の条例、第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は規則の定めるところにより、初日から当該職員の申し出に基づく施行日以後の日までの期間を指定するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第9号でございます。

大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書につきましては10ページをお願いいたします。説明資料につきましては9ページ以降をごらんいただきたいと思います。

今回の一部改正につきましては、昨年8月の人事院勧告によりまして、育児休業の対象となる子の範囲が拡大されたことなどにより、国家公務員に準じた改定を行うものでございます。

第1条でございますが、大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

説明資料の9ページでございますが、新旧対照表でございます。

第2条の改正につきましては、育児休業をすることができない職員の範囲を定める規定の改正でございます。

第2条第3項アの(イ)では、「養育する子が1歳6か月に達する日までに、その任期が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員」と改めるものでございます。

イでは、「1歳に達する日」に定義規定を追加するものでございます。

第2条の2は、育児休業法第2条第1項の条例で定める者として、養育里親である職員に委託されている児童の規定を追加するものでございます。

10ページをお願いいたします。

第2条の3につきましては、条ずれにより整理を行い、第3号では「達する日」を

「到達日」と改めるもの。

第2条の4におきましても、条ずれによる整理を行うものでございます。

第3条は育児休業法第2条第1項ただし書きの規定で定める特別の事情に関する規定であります。再度の育児休業をすることができる特別の事情を改正、追加するものでございます。

11ページでございますが、第10条は育児短時間勤務の終了の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情について、改正追加するものでございます。

12ページをお願いいたします。第18条につきましては部分休業の承認についてであります。部分休業と特別休暇または介護時間を同日に取得する場合は、その合計時間を合わせて2時間となるよう改正するものでございます。

議案書12ページにお戻りいただきまして、第2条でございますが、大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。説明資料は13ページをお願い申し上げます。

第2条の2でございますが、養子縁組里親制度の創設によりまして改正を行うものでございます。

議案書12ページにお戻りを願います。附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行の日、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

税務課長三浦伸博君。

税務課長 （三浦伸博君）

それでは、議案書13ページをお願いいたします。

大和町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

恐れ入りますが、条例議案説明資料の14ページ、議案第10号関係新旧対照表をあわせてお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律及び地方税法施

行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が平成28年11月28日にそれぞれ公布、施行がされたところでございます。これに伴いまして、大和町税条例等の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、主に軽自動車税の環境性能割の導入時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更になったことに伴います規定の整備でございます。なお、条例の一部改正に当たりましては、総務省より一部改正につきましても準則が示されておりまして、その準則にのっとって今回一部改正をさせていただいております。

それでは、大和町税条例等の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表14ページからによりまして、ご説明を申し上げます。

初めに、第1条関係でございます。

第36条の2、町民税の申告でございます。アンダーラインの部分でございますが、「第34条の7」を「第34条の7第1項」以下の条文に改めるものでございます。

次に、15ページでございます。

附則第7条の3の2でございます。附則第7条の3の2につきましては、個人住民税におけます住宅ローン控除の適用期限の延長についてでございます。

続きまして16ページ、第2条関係でございます。

大和町税条例等の一部を改正する条例でございます。この第2条関係につきましては、大和町税条例の一部を改正するものでございまして、16ページから21ページまでの改正規定につきましては、法人税割の税率の引き下げに関する規定、また、21ページ第80条から27ページの第91条までの改正規定につきましては、軽自動車税の環境性能割が創設されたことに伴います規定でございまして、法人税割の税率の引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入につきましては、それぞれ平成29年4月1日からの適用及び導入ということでありましたので、昨年4月6日の第2回大和町議会臨時会にご提案を申し上げ、議会のご承認をいただいたところでございますが、昨年の第192回国会におきまして、税制改正関連法が可決、成立をいたし、法人税割の税率の引き下げの時期及び軽自動車税の環境性能割の導入の時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更になりましたことから、その改正規定の削除をいたしまして、新旧対照表32ページからの第1条の2といたしまして、大和町税条例の一部を改正し、改めて規定をいたしておるところでございます。

第1条の2につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

次に、新旧対照表28ページでございます。

28ページの附則第10条の2、第12項、第13項及び第14項中の「3分の2」を参酌基準の「2分の1」に改めるものでございます。

29ページから31ページまでの附則第16条関係につきましては、軽自動車税のグリーン化特例についてございまして、1年延長に係ります規定の整備を行っておるところでございます。

続きまして、32ページの第1条の2でございます。

16ページからの第2条関係で概要をご説明申し上げましたが、法人税割の税率の引き下げの時期及び軽自動車税の環境性能割の導入時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更になりましたことから、一部新たに条文を加えてはおりますが、追加条文以外につきましては、昨年の臨時議会でご承認を頂戴しました条文等での改正を行っておるところでございます。

まず、第18条の3につきましては、「軽自動車税」を「種別割」に、第19条につきましては、環境性能割の申告納付等について、第34条の4につきましては、法人税割の税率について規定をいたしてございます。

次に、第80条から38ページの第91条までにつきましては、21ページからの第2条関係で削除をいたしました改正規定となっております。軽自動車税の環境性能割が創設されましたことにより関係規定となっておりますところでございます。

38ページからの附則第16条でございますが、附則第16条第1項につきましては軽自動車の税率の変更、第2項から第4項につきましては削除をするものでございます。

39ページ、附則第16条の2につきましては、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲の特例につきまして、直接その本来の事業の用に供するものとしたしまして、第1号から第3号までとして規定をいたしてございます。

次に、附則第16条の2の次に次の5条を新たに加えるものでございまして、軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴いまして、規定の整備を行うものでございます。

初めに、附則第16条の2の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例についてでございます。40ページの第16条の2の3でございますが、軽自動車税の環境性能割の減免の特例につきまして、第1項から第3項にわたりまして規定をいたしてございます。次に、附則第16条の2の4でございますが、軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例につきまして、附則第16条の2の5につきましては、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付につきまして、附則第16条の2の6につきましては、軽自動車税の環境性能割の税率の特例につきまして、規定をいたしてござ

いますが、いずれにつきましても、軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更になったことに伴いましての規定の整備をいたしておるところでございます。

41ページの附則でございます。附則第1条第1号中の「次号」を「第4号」に、「第4項」を「第3項」に改め、同条第2号を次のように改めるものでございます。第1条中大和町税条例附則第16条の改正規定及び附則第3条の2の規定につきましては、平成29年4月1日施行。42ページの附則第1条に第4号といたしまして、第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中大和町税条例等の一部を改正する条例、附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定並びに附則第2条の2及び第4条の規定につきましては、平成31年10月1日の施行でございます。

次に、附則第2条、町民税に関する経過措置でございます。43ページになります。

同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条の次に第2条の2を加えるものでございます。

次に、附則第3条、固定資産税に関する経過措置でございます。

附則第3条第5項、第6項及び44ページ第7項中「平成28年4月1日」を「平成29年4月1日」に、「平成29年度」を「平成30年度」に改めるものでございます。

次に、附則第4条、軽自動車税に関する経過措置でございます。

附則第4条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「附則第1条第2号」を「附則第1条第4号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、同条に第3項として1項を加えるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の21ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中大和町税条例第36条の2第1項ただし書きの改正規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

それでは、議案書22ページをお願いいたします。

議案第11号でございます。大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてで

ございます。ご説明申し上げます。

改正の趣旨としましては、狂犬病予防法第5条第1項の規定に基づく狂犬病の集合注射時の予防接種手数料の改正をするものでございます。これにつきましては、県獣医師会への支払い手数料でございまして、見直しがされるために改正するものでございます。

説明資料の条例新旧対照表をごらんください。45ページになります。

改正内容につきましては、第2条中第13号中の「2,470円」を「2,550円」に改めるものでございます。

議案書22ページにお戻りください。附則としまして、この条例につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長（千葉喜一君）

それでは、議案書23ページをお願いいたします。

議案第12号 大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように改正するものでございます。今回提案いたします条例の一部改正につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行及び関係法令の規定により、平成28年2月5日に指定居宅サービス等の人員設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、また、平成28年3月31日に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令がそれぞれ公布され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことによりまして、大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部について、所要の改正を行うものでございます。

まず、一つ目の改正点につきましては、法律の改正によりまして通所介護を提供する事業所のうち、利用定員が19人未満の小規模な通所介護事業所につきましては、平成28年4月1日から地域密着型通所介護として町が指定する地域密着型サービスへ移

行することから、現行条例に地域密着型通所介護に関する基準を加えるものでございます。

なお、法律の経過措置によりまして、地域密着型通所介護に関する基準の条例の施行につきましては1年間猶予されておりまして、条例の施行までは省令の基準が適用されることになっております。また、基準を条例で定める規定に当たりましては、記録の保存期間を除きまして、国で定める省令基準どおりの内容で規定しているものでございます。記録の保存期間につきましては、介護給付費の返還請求によりまして、消滅時効期間を考慮いたしまして、省令基準では2年となっているところを他の地域密着型サービス同様として5年と規定しているところでございます。

2つ目の改正点につきましては、複合型サービスの名称を国基準の改正に倣いまして、看護小規模多機能型居宅介護に名称を改めるものでございまして、内容等につきましては、国基準の改正をそのまま準用しているところでございます。

それでは、別冊となっております条例議案説明資料（議案第6号～第20号関係）の新旧対照表によりまして、ご説明させていただきます。なお、新旧対照表46ページから95ページまでとなっておりますので、今回の改正に合わせて介護保険法の改正に伴いまして引用規定の条項及び目の改正に伴う部分がございますが、そちらの説明は省略をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご了承お願いしたいと思います。

46ページでございます。

目次につきましては、第4章の前に第3章の2といたしまして、地域密着型通所介護に係る部分を加えるものでございまして、追加条項につきましては、第59条の2から第59条の38までとなるものでございます。第9章が「複合型サービス」の名称を「看護小規模多機能型居宅介護」に改めるものでございます。

48ページをお願いいたします。

第14条でございます。第14条につきましては、今回の改正に伴う引用条項の改正でございます。

続きまして、50ページ、51ページをお願いいたします。

こちらが今回新たに追加となります第3章の次に第3章の2として地域密着型通所介護を新設し、第1節の基本方針といたしまして、第59条の2を定めるものでございます。次に、第2節人員に関する基準といたしまして、第59条の3に従業者の人数として、第1号の生活相談員から次ページの第4号の機能訓練指導員までの配置基準を定めるものでございまして、基本といたしましては、それぞれ1名以上の配置を要することになるものでございます。

53ページをお願いいたします。第59条の4では、管理者として常勤の管理者の配置を規定しておるものでございます。第3節、設備に関する基準につきましては、第59条の5として地域密着型通所介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならないという規定でございます。

54ページをお願いいたします。第4節、運営に関する基準といたしまして、第59条の6として心身の状況等の把握について。第59条の7としましては利用料金の受領について。55ページの第59条の8といたしましては、指定地域密着型通所介護の基本取り扱い方針について。第59条の9としては、具体的取り扱い方針について。

56ページをお願いいたします。第59条の10では、地域密着型通所介護計画の策定についてを定めているものでございます。第59条の11では管理者の責務についてを。第59条の12では、事業の運営についての重要事項に関する運営規定について定めているものでございます。

57ページ、第59条の13では、従業者の勤務の体制を定めることについて。第59条の14では、定員の遵守。第59条の15は、非常災害等についてを規定しているものでございます。

58ページをお願いいたします。第59条の16では、衛生管理等の措置について。第59条の17につきましては、地域との連携についての規程でございまして、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、家族、地域住民の代表者、町の職員または地域包括支援センターの職員及び知見を有する者等で構成する運営推進会議を設置し、6カ月に1回以上、活動状況の報告と評価を受け、必要な要望、助言を聞く機会を設けなければならないことを規定しているものでございます。

なお、この条項につきましては、第59条の38及び第4章以降の地域密着型サービスにおいても準用規定に盛り込まれておるものでございます。

58ページから59ページの第59条の18につきましては、事故発生時の対応につきまして。第59条の19では、記録の整備について規定しておりまして、冒頭でご説明させていただきました、国の省令では2年となっているところではございますけれども、第2項でございますけれども、保存期間については完結の日から5年としているものでございます。第59条の20については、準用規定でございます。

60ページをお願いいたします。第5節は、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準でございます。

第1款といたしまして、この節の趣旨及び基本方針について。第59条の21に趣旨を、第59条の22に基本方針を規定しているところでございます。

第2款、人員に関する基準といたしましては、第59条の23に従業者の員数について。61ページ、第59条の24では管理者の配置についての規定でございます。

第3款、設備に関する基準といたしましては、第59条の25として、利用定員を9人以下とすることについて。第59条の26では、設備及び備品等の基準を規定しているものでございます。

議長（馬場久雄君）

課長、ここでちょっと暫時休憩したいと思いますので、午後からまたお願いします。休憩します。

再開は午後1時とします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長（千葉喜一君）

それでは、午後も引き続きよろしく願いいたします。

61ページから始めさせていただきます。

61ページにつきましては、第4款運営に関する基準でございます。62ページをお願いいたします。62ページの第59条の27では、内容及び手続の説明及び同意についてを規定したものでございます。第59条の28では、心身の状況等の把握について。第59条の29は、指定居宅介護支援事業者等との連携についてを規定したものでございます。

63ページ、第59条の30は、指定療養通所介護の具体的取り扱い方針について。第59条の31は療養通所介護計画の作成についてを定めたものでございます。

64ページをお願いします。第59条の32では、緊急時の対応について。第59条の33につきましては、管理者の責務についてを規定しておるものでございます。

65ページの第59条の34では、運営規程について。第59条の35は緊急時対応の医療機関を定めるものとし、第59条の36は安全・サービス提供管理委員会の設置についてを

規定しているものでございます。

66ページの第59条の37につきましては、記録の整備についてを規定しておるものでございまして、第2項でこちらの書類の保存期間についても5年間の規定とするものでございます。第59条の38につきましては、準用規定となっているものでございます。

以上が、今回の改正によりまして追加されます第3章の2に係る部分でございます。

67ページをお願いいたします。

第60条以降につきましては、第4章以降の地域密着型サービスに係ります規定について介護保険法の改正に伴います引用条項及び語句の改正と地域密着型通所介護と同様の取り扱いとなります運営推進会議の設置や、運営に関する基準については準用規定を盛り込まれることとなりますので、同様の現行規定については削除となるものでございます。

68ページをお願いいたします。

第4章の認知症対応型通所介護、いわゆるデイサービスの部分になるわけでございますけれども、第67条及び第68条、70ページの第72条、第74条から71ページの第78条の2までは、削除となるものでございます。第80条の準用規定の中に盛り込まれることとなるものでございます。

次に、第5章の小規模多機能型居宅介護に関する部分といたしまして、72ページの第82条から77ページの第108条の準用規定の改正となるものでございます。第109条から79ページの第128条までは、第6章の認知症対応型共同生活介護に係る改正でございます。

80ページの第129条から次ページの149条までは、第7章の地域密着型特定施設入居者生活介護に係る準用規定の改正となるものでございます。

第8章、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る部分といたしまして、第150条から85ページの第177条の準用規定とユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に関する86ページの第189条の準用規定の改正となるものでございます。

第190条から94ページの第202条までが第9章の小規模多機能型居宅介護に係ります準用の規定の改正となるものでございます。なお、第9章の複合型サービスから看護小規模多機能型居宅介護に名称変更になるものにつきましては、複合型サービスについては通所訪問介護及びショートステイのサービスの部分に訪問看護の部分加わることにより、看護小規模多機能型居宅介護の名称に変更になるものでございます。

以上が、改正の内容となります。

議案書48ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は平成29年3月31日から施行するものでございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第13号、議案書49ページをお願いいたします。

議案第13号につきましては、要介護認定を受けられた方を対象とするサービスの条例の改正でございまして、議案第13号 大和町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、介護予防ということで、要支援者、要支援1、2の方々が対象となられる条例の改正でございます。

大和町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を、次のように改正するものでございます。

この条例の一部改正につきましては、議案第12号と同様に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行及び関係法令の規定により、平成28年2月5日及び平成28年3月31日に省令が交付されたことにより、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことによりまして、本条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

同じく、条例議案説明資料の96ページに基づきましてご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

主な改正点につきましては、介護予防認知症対応型通所介護において、地域との連携や運営の透明性を確保するために運営推進会議の義務づけなど、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえた地域との連携に関する事項について規定するものでございます。

なお、条例で基準を定めるに当たりましては、現行条例同様に省令基準のとおり規定するものでありまして、あわせて今回の改正に合わせて介護保険法の改正に伴う引用規定の条項及び語句の改正を行う部分がございますが、そちらの改正については省略をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、96ページをお願いいたします。

第7条につきましては、第2章の介護予防認知症対応型通所介護に係る第2節の人員及び設備に関する基準の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護におけ

ます条項の追加による改正でございます。

第8条から次ページの第9条につきましては、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護に係ります人員及び設備に関する基準の改正でございます。

98ページをお願いいたします。

第37条の4項につきましては、第3節の運営に関する基準の事故発生時の対応について、新たに規定するものでございます。第39条につきましては、地域との連携に関する規定でございまして、新たに第1項、第2項、第5項を加えるものでございまして、第1項につきましては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者及び家族、地域住民の代表者、町の職員または地域包括支援センターの職員、知見を有する者などにより構成される運営推進会議を設置して、おおむね6カ月に1回以上活動状況を報告し評価を受けるとともに、運営推進協議会から要望、助言等を聞く機会を設けなければならないという運営推進会議設置の義務づけに関する規定でございます。

第2項は、前項の規定によります記録の作成と公表について定めるものであります。なお、この規定については以降の準用規定にも盛り込まれております。

99ページをお願いいたします。

第5項につきましては、指定介護予防認知症対応型通所介護を行う場合には、施設に居住する利用者以外のものに対しても通所介護の提供を行うことについての努力規定となっておるものでございます。

第40条につきましては、第39条の改正に伴いまして、記録の整備事項に運営推進会議に関する記録を加えるものでございます。第44条につきましては、規定の表に指定地域密着型通所介護事業所の語句を加えるものでございます。

101ページをお願いいたします。

第45条から次ページの第47条につきましては、第3章の介護予防小規模多機能型居宅介護に係る第2節の人員に関する基準及び第3節の設備に関する基準についての改正でございます。

103ページの第62条につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護に関する地域との連携に関する規定でございまして、第39条の改正により削除するものでありまして、第65条の運用規定として盛り込むものでございます。

104ページをお願いいたします。

第66条につきましては、第5節の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正でございます。

第70条から105ページの第74条につきましては、第4章の介護予防認知症対応型共同生活介護に係ります第1節の基本方針及び第3節の設備に関する基準の改正となるものでございます。

第85条につきましては、記録の整備について。第86条につきましては準用規定で、第39条の改正に伴い改正するものでございます。

以上が、改正内容でございます。

議案書52ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は平成29年3月31日から施行するものでございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

議案書53ページ、議案第14号 大和町吉岡コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

以下、議案第15号 大和町吉田コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第16号 大和町農林漁業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第17号 大和町町民研修センター設置条例の一部を改正する条例、議案第18号 大和町鶴巣防災センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例まで、同一の提案理由となります。

昨年9月定例議会で設置、管理に関する条例につきまして承認、ご可決をいただきまして、来る4月1日に開始予定の大和町南部コミュニティセンターの使用料及び時間区分につきましては、条例の提案の際に近隣市町村の同等類似施設の使用料と時間区分を参考として案を作成し、ご提案を申し上げたものでございます。今回の改正条例案につきましては、吉岡コミュニティセンターほかの集会施設等につきまして、大和町南部コミュニティセンターの使用料及び時間区分に合わせまして使用料と時間区分を変更し、面積の区分に応じました同一の料金区分とするものであります。

また、昨年冷房空調設備を設置しました施設につきましては、冷房料につきまして1時間当たり1台につき100円の使用料とするよう、追加の改正を行うものでございます。

説明につきましては、お手元の条例議案説明資料（議案第6号～第20号関係）でご

説明をさせていただきます。

説明資料の107ページをお願いいたします。大和町吉岡コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の新旧対照表でございます。

吉岡コミュニティセンターにつきましては、まず、使用料につきましては、午前、午後、夜間の区分におきまして1,570円でありました第1集会室、第2集会室、第1コミュニティルーム、第2コミュニティルーム、同じく1,340円でありました和室1につきましてを750円に、630円の区分の和室2を430円に、3,370円のコミュニティホールを2,800円に、そして全館使用8,420円を6,980円に改正し、備考の時間区分のうち、午前につきまして、午前9時から正午までであったものを午前9時から午後1時までとし、夜間につきまして、午後5時30分から午後9時30分までであったものを午後5時から午後9時30分までに改めるものでございます。

議案書54ページにお戻りをお願いいたします。

以上の改正内容につきまして、附則でございますが、南部コミュニティセンターの改修に合わせまして、平成29年4月1日から施行するものとし、附則2につきましては、施行日前の使用につきましては、従前の使用料、時間区分とするものでございます。よろしくをお願いいたします。

議案書55ページをお願いいたします。

議案第15号 大和町吉田コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。議案説明資料108ページをお願いいたします。

吉田コミュニティセンターにつきましては、使用料につきまして、午前、午後、夜間の区分におきまして、2,010円の集会室を1,080円に、同様に660円の区分の料理実習室と会議室を430円に改正し、備考の時間区分のうち、午前9時から正午までであったものを午前9時から午後1時までとし、夜間につきまして、午後5時30分から午後9時30分までとありましたものを、午後9時から午後5時30分までに改めるものであります。また、附則の7といたしまして、集会室の冷房器具を使用する際の使用料といたしまして、器具が2台ございますので、1時間当たり1台につき100円で200円と定めるものでございます。

議案書56ページをお願いいたします。

附則につきまして、同様でございますが、南部コミュニティセンターの改修に合わせまして、平成29年4月1日からの施行とし、施行日前の使用につきましては、従前の使用料、時間区分とするものでございます。

議案書57ページをお願いいたします。

議案第16号 大和町農林漁業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本条例では、宮床基幹集落センター、吉田ふるさとセンター、落合ふるさとセンター、農林経営センター、また指定管理者に管理をお願いしております石倉多目的集落センターを規定している条例でございます。

説明資料109ページをお願い申し上げます。宮床基幹集落センター、吉田ふるさとセンター、落合ふるさとセンター、農林経営センターにつきまして、使用料につきましては集会室の午前の区分1,340円と午後と夜間の区分1,900円を1,080円に、同様に実習室、午前の区分660円と午後と夜間の780円を430円に改正し、研修室、相談室、指導室、会議室、談話室のそれぞれの午後と夜間の区分440円を320円に改正し、備考であります。1、時間区分につきまして、表記の方法を他の施設と同様に改め、加えまして午前が午前9時から正午までであったものを、午前9時から午後1時までとし、夜間につきましては午後5時30分から午後9時30分までとありましたものを、午後5時から午後9時30分までに改めるものでございます。5につきまして、入場料を徴する場合または物品販売、宣伝等に類するものにつきましての使用料につきまして、「3倍」以内であったものを、他の施設と同様に「5倍」以内の額に改めるものでございます。また、7としまして、集会室の冷房器具を使用する際の使用料といたしまして、器具が複数台設置されておりますので、1台につき1時間当たり100円に改めるものでございます。

議案書58ページをお願いいたします。

同様に規定内容でございますが、附則といたしまして、南部コミュニティセンターの改修に合わせまして平成29年4月1日からの施行とし、2につきましては施行日前の使用につきましては、従前の使用料、時間区分とするものでございます。

よろしく願いいたします。

議案書59ページでございます。

議案第17号 大和町町民研修センター設置条例の一部を改正する条例であります。

説明資料110ページをお願い申し上げます。町民研修センターにつきまして、使用料につきましては、午前、午後、夜間の区分におきまして、3,920円の大集会室を2,800円に、660円の区分の営農相談室、就業改善相談室を430円に、1,820円の第1会議室と2,140円の第2会議室をそれぞれ1,080円、1,340円の農業指導室、他産業就業研修室をそれぞれ750円に、2,570円の農業経営研修室と1,900円の生活改善実習室をそれぞれ1,080円、そして全館使用の際の1万2,280円を9,480円に改正し、備考中、

時間区分のうち、午前につきまして、午前9時から正午までであったものを午前9時から午後1時までとし、夜間につきまして、午後5時30分から午後9時30分までを午後5時から午後9時30分までに改めるものでございます。

議案書60ページにお戻りをお願いいたします。

同様に、以上の規定内容でございますが、附則といたしまして、施行日を平成29年4月1日からの施行とし、施行日前の使用につきましては、従前の使用料、時間区分とするものでございます。

議案書61ページをお願いいたします。

議案第18号 大和町鶴巣防災センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。

説明資料111ページを参照願います。鶴巣防災センターにつきまして、使用料につきましては、午前、午後、夜間の区分におきまして、2,010円の多目的ホールを1,080円に、同様に660円の区分の調理実習室を430円に改正し、備考の時間区分のうち、午前は午前9時から正午までであったものを午前9時から午後1時までとし、夜間につきまして、午後5時30分から午後9時30分までとありましたものを、午後5時から午後9時30分までに改めるものでございます。

また、6としまして、暖房器具の後に「冷房器具」を加え、片括弧1の後に多目的ホールの冷房器具の使用料を、防災センターのみ3台設置してございますので、3台分といたしまして1時間当たり300円を加えるものでございます。

なお、鶴巣防災センターの和室と会議室につきましては、従前の使用料をそのまま踏襲した形になっておりますが、南部コミュニティセンターの面積区分を適用しますと逆に値上げとなってしまうものでございますので、やむなく現行のまま据え置きとさせていただきますのでございます。

議案書62ページをお願いいたします。

以上の規定内容につきまして、附則といたしまして、南部コミュニティセンターの改修に合わせまして平成29年4月1日から施行するものでございます。2といたしまして、施行日前の使用につきましては、従前の使用料、使用時間区分とするものでございます。

以上、集会施設等の使用料、時間区分等に係ります条例の改正でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

それでは、議案書63ページをお願いいたします。

議案第19号 大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。あわせて条例議案説明資料（議案第6号～第20号関係）をご用意いたします。

この条例改正につきましては、大和町南部コミュニティセンターの開所に伴い、センター敷地内に新しい停留所として「ふれあいの森」を設置することとしておりますが、南部コミュニティセンターの利用等により、もみじヶ丘団地と杜の丘団地間の移動手段として、今後町民バスの利用機会の増加が予想されますことから、団地内での町民バスの使用料について改正するものでございます。

改正の内容につきましては、条例議案説明資料112ページ、大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例新旧対照表で説明をさせていただきます。

別表2（第7条関係）の町民バス等使用料ですが、現在の普通使用料は一般200円、小・中学生100円、未就学児無料、吉岡地区内で乗降完結する使用料は一般100円、小・中学生無料、未就学児無料としておりますが、これにもみじヶ丘一丁目区、もみじヶ丘二丁目区、もみじヶ丘三丁目区、杜の丘一丁目区、杜の丘二丁目区、杜の丘三丁目区内に限る宮床地区内での乗降を完結する使用料を一般100円、小・中学生無料、未就学児無料とするものでございます。

議案書63ページをお願いいたします。

附則としまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長（佐々木哲郎君）

それでは、議案書の64ページをお願いいたします。

議案第20号 大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例でございます。

条例の内容についてご説明させていただきます。

今回の条例改正につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令が平成29年1月18日に公布され、ことし4月1日より施行される予定となっております。この施行に伴いまして、本条例を改正するものでございます。

道路法施行令の一部改正につきましては、固定資産税評価額の評価替等を踏まえた道路占用料の額の改定が行われるもので、本条例の占用料等においても道路法施行令に準拠し、本条例の別表を改めるものでございます。

条例議案説明資料、新旧対照表113ページをお開き願います。

113ページの道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物から115ページの同条第1項第6号に掲げる施設まで、下線を引いた箇所の占用料の単価及び占用料を算定する乗数をそれぞれ改正するものでございます。また、115ページの道路法施行令第7条第1号に掲げる物件から119ページの同条第13号に掲げる施設まで、下線を引いた箇所の占用料の単価及び占用料を算定する乗数を改定するものでございます。それから、117ページの同条第8号において、地下に設ける施設の階数に応じた占用料の項目を新たに追加するものでございます。

議案書の69ページをお開き願いたいと思います。

附則でございます。この条例につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

よろしくお願いたします。

議長 (馬場久雄君)

財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

それでは、議案書70ページをお願い申し上げます。あわせて、平成28年度大和町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書(第6号)を、別冊の資料でございますので、そちらもあわせてご準備をお願い申し上げます。

議案第21号 平成28年度大和町一般会計補正予算(第6号)でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ3億9,771万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ115億95万4,000円とするものでございます。補正予算の款項の区分につきましては、71ページから74ページの第1表によるものでございます。

第2条につきましては、繰越明許費につきまして、第2表により規定するものでご

ございます。

第3条につきましては、債務負担行為の補正であります。追加であります、後ほど第3表によりご説明させていただくものでございます。

第4条は、地方債の補正であり、第4表により規定をするものでございます。

議案書75ページをご参照お願い申し上げます。

第2表繰越明許費であります。

平成29年度へ繰り越しして執行する見込みのある事業につきまして、限度額の内容を議決をお願いするものでございます。款項、事業名、金額につきまして、読み上げさせていただきます。

2款1項大和町公共施設等総合管理計画策定業務、365万2,000円。

2款2項平成30年度の固定資産税（土地）評価替において活用する標準宅地の不動産鑑定評価及び路線価付設業務、400万2,000円。

2款3項個人番号カード交付事業、205万9,000円。

3款1項臨時福祉給付金（経済対策分）に関する事業及び事務費、6,285万7,000円。

5款1項大角ため池整備事業、2,103万6,000円。

7款2項蒜袋宮前線改良工事、248万4,000円。

7款2項橋梁点検業務、500万円。

7款2項天皇寺地区外排水路整備工事、1,119万9,000円。

7款3項準用河川改修工事、5,945万円。

9款3項宮床中学校南校舎大規模改修工事、1億5,458万8,000円。

9款3項宮床中学校校庭拡張事業、3,530万円。

10款1項農道災害復旧工事、900万円。

10款2項河川災害復旧工事、2,615万円。

10款2項河川災害復旧工事、3,518万4,000円。

合計14件、限度額合計で4億3,196万1,000円でございます。

76ページをお願い申し上げます。

第3表債務負担行為補正であります、追加につきましては、来る平成29年4月1日より新年度の事業といたしまして、契約等の調達行為の効力を発しななければならない保守管理業務等につきまして、当初予算案の議決を受けた後ではございますが、当該年度前の平成28年度中に入札や見積もり徴収などの準備契約行為を行うために、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

76ページの広報「たいわ」印刷製本業務、限度額508万1,000円以下78ページまでの

34件の追加でございます。そのほか、特別会計でもおのおの追加をお願いする案件がございます。

これまで同様の案件の処理につきましては、4月1日付の発議、同日付の入札、同日付の契約という形で施行してまいりましたが、地方自治法第214条債務負担行為の規定を遵守して執行するものでございます。

以下、事業名のみ読み上げさせていただきます。76ページでございます。

広報「たいわ」印刷製本業務、防災無線（同報系）設備保守点検業務、総合電算処理運用支援保守業務、公式ホームページシステム運用保守業務、電算業務処理運用に伴う統合保守業務、自治体情報システム強靱化向上対策保守業務、例規執務サポートシステム賃貸借、例規集データ更新・追録編集業務、吉岡コミュニティセンター窓口業務、吉岡コミュニティセンター日直及び巡視業務、町民研修センター窓口・日直及び巡視業務、マイクロバス運転業務。77ページでございます。議会専用車運転業務、公用車等燃料購入、本件につきましては、限度額につきましては単価によるものでございます。恐れ入ります、議会専用車運転業務とマイクロバス運転業務につきましても、単価に運行回数を乗じた額が限度額となるものでございます。公園・施設等管理業務、住民税納税通知書等印刷業務、国税連携システム保守業務、家屋評価システム保守委託業務、滞納管理システム運用保守業務、出産祝い品贈呈事業業務、障害者等基幹機能型相談支援事業業務、大和町地域活動支援センター運營業務、経営所得安定対策支援システム保守業務、森林管理巡視業務、緑地等利用施設（七ツ森ふれあいの里）指定管理業務。78ページでございます。四十八滝運動公園指定管理業務、ダイナヒルズ公園指定管理業務、七ツ森陶芸体験館指定管理業務、警備輸送業務、議会だより印刷製本業務、難波地区児童輸送タクシー借上、スクールタクシー借上、消防設備保守点検業務（小・中学生、教育ふれあいセンター）、小荷物専用昇降機保守点検業務（小・中学生）分でございます。

以上、一般会計につきまして、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

次に、79ページをお願い申し上げます。

第4表、地方債の補正、変更でございます。

水道会計出資金としての財源措置といたしまして、借入額を限度額100万円を減額変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、別冊の事項別明細書3ページをお願い申し上げます。

初めに、歳入でございます。

第13款分担金及び負担金第1項分担金1目民生費分担金につきましては、保育所に係ります日本スポーツ振興センターへの保護者分担金の確定によります減額であります。

2目教育費分担金につきましては、小中学校に係ります同様の日本スポーツ振興センターへの保護者分担金の確定によります減額でございます。

第2項負担金1目民生費負担金2節児童福祉費負担金につきましては、保育所の入所児童の確定によります保護者負担金613万5,000円を減額するものであります。

第14款使用料及び手数料第1項使用料につきましては、4目商工使用料であります。七ツ森生産物直売所と南川湖畔生産物直売所の冬期間の土日の使用料につきまして、追加で措置をするものでございます。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金1目民生費国庫負担金につきましては、保険基盤安定負担金、児童福祉費負担金、老人福祉費負担金のそれぞれの交付決定によるもので、合計177万3,000円を減額するものでございます。

2目教育費国庫負担金1節中学校費負担金1,047万3,000円につきましては、宮床中学校大規模改修事業に係ります国庫負担金を見込むものであります。

3目災害復旧費国庫負担金1節公共土木施設災害復旧費負担金は、事業の確定から214万8,000円を減額するものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節無線放送施設整備補助金は、事業の確定によります減額でございます。2節電子計算費補助金135万6,000円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費の確定によるものでございます。4節個人番号カード交付事業費補助金につきましては、科目の設定であります。年度末にかけまして決定になるという見込みでございます。5節地方公共交通確保維持改善事業費補助金につきましては、事業の確定によります補助金の追加でございます。

総務費国庫補助金合計いたしまして7,624万3,000円の減額でございます。

2目民生費国庫補助金3節臨時福祉給付金給付事業費補助金につきましては、臨時福祉給付金の対象者の増に対します国庫補助金の追加であります。

4目農林水産業費国庫補助金1節農業費補助金につきましては、農業基盤整備促進事業費の確定によります減額であります。

5目土木費国庫補助金2節社会資本整備総合交付金につきましては、大和町南部コミュニティセンター建設等に係ります交付金につきまして、県内で減額となった町の分の交付金につきまして、増額配当があったために追加するものでございます。

6目消防費国庫補助金1節災害対策費補助金につきましては、住宅・建築物耐震改修事業と木造戸建住宅耐震改修工事助成事業につきまして、申し込みがないために減額し、安全ストック形成事業費は事業費の確定により減額するものでございます。

7目教育費国庫補助金1節教育総務費補助金は、私立幼稚園就園奨励費の精算による追加であります。

8目特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、事業の確定並びに二次交付分の追加交付決定があったものであります。

16款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金であります。国庫負担金同様に保険基盤安定負担金、児童福祉費負担金、老人福祉費負担金の交付決定によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

同じく2項県補助金2目民生費県補助金につきましては、3節児童福祉費補助金34万9,000円につきましては、歳出見込みによる調整であります。

4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金につきましては、農業委員会交付金の追加、多面的機能支払交付金事業の確定によります減額、担い手確保・経営強化支援事業の確定によります減額であります。

5目消防費県補助金につきましては、耐震診断、改修等の事業の申し出がないための減額でございます。

6目市町村振興総合補助金につきましては、各対象事業の確定による精算であります。

8目災害復旧費県補助金につきましては、被災者児童生徒就学支援事業補助金の決定内示によります追加でございます。

同じく3項委託金3目教育費委託金につきましては、学び支援コーディネーター等配置事業費、放課後子ども教室委託金、協働教育プラットフォーム事業委託金の事業の確定によります減額でございます。

5ページ下段から6ページ上段にかけてでございます。

17款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金につきましては、財政調整基金、町債管理基金、長寿社会対策基金、学校教育振興基金、まちづくり基金、東日本大震災復興基金、防衛施設周辺整備調整交付金基金のそれぞれの利子収入につきまして、精算額の見込みによる調整でございます。

続きまして、6ページでございます。

18款寄附金1項寄附金4目ふるさと寄附金につきましては、1月末日までにお寄せ

いただきました実績によりまして、3月末までの見込みにより計上するものでございます。

19款繰入金であります。2項基金繰入金は、財源の見通しがつきましたことから基金の取り崩しを事業費の見直しにより減額調整等を行うものでございます。財政調整基金、東日本大震災復興基金につきましては、繰り入れの一部を戻し入れするものでございます。防衛施設周辺調整交付金基金繰入金につきましては、歳出の見合いで1,029万円を追加して取り崩すものでございます。

21款諸収入5項雑入1目納付金につきましては、学校給食費納付金の見込みによりまして731万9,000円の減額調整でございます。

2目場外車券売場交付金につきましては、実績の見込みによりまして170万8,000円の減額であります。

3目雑入につきましては、農業者年金業務委託手数料、町道台ヶ森線チェーン着脱場整備事業負担金、特別延長保育利用者負担金等それぞれを減額し、前年度の医療給付実績によります後期高齢者医療広域連合からの精算金等の収入の見込みによりまして1,058万7,000円を計上するものでございます。

雑入の合計で79万3,000円の追加でございます。

最下段、22款でございます。1項町債につきましては、衛生債の水道会計出資債を330万円から230万円に100万円の減額を行うものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

なお、歳出の各費目におきまして、人件費の調整を行わせていただくよう補正の計上をいたしておりますが、各担当からの説明につきましては、人件費につきましては省略させていただきたく存じます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

それでは、7ページをお願い申し上げます。歳出でございます。

1款1項1目議会費でございます。9節旅費でございますが、議員の皆様の費用弁償の精算見込みにより減額するものでございます。11節需用費でございます。議会だより印刷費の精算見込みにより減額するものでございます。14節使用料及び賃借料、

18節備品購入費及び19節負担金補助及び交付金につきましても、精算見込みにより減額を行うものでございます。

次に、2款1項1目一般管理費でございます。13節委託料でございますが、職員健康診断委託の実績見込みにより減額を行うものでございます。

議長（馬場久雄君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長（高崎一郎君）

続きまして、3目財政管理費でございます。8節報償費につきましては、ふるさと寄附金事業の返礼品の購入代金につきまして、収入の見込みから追加をお願いするものでございます。

12節役務費につきましても、ふるさと寄附金事業の返礼品の運送料、インターネットポータルサイトの広告料、クレジットカードの決済料、寄附金額の1%に消費税を加えたものでございますが、その手数料の追加をお願いするものでございます。

最下段から8ページにかけてになりますが、25節積立金につきましては、財政調整基金等から発生しました利子の見込み額によります積み立て、町債管理基金利子見込み額の積み立て、ふるさと応援基金はふるさと寄附金の積み立てをし、まちづくり基金積立金、東日本大震災復興基金積立金につきましては、利子収入の見込み額によります調整を行うものでございます。

続きまして、5目財産管理費でございます。13節委託料であります。町内のサーバー室の空調機が、休日や夜間に商用電源の瞬間的な断絶があるわけでありましたが、事故等によるものでございますが、冷房空調機のみとまってしまう、その後、高温障害によりまして基幹システムを初めとします業務用、職員の情報系のそれぞれのサーバー群が異常停止してしまうという事故が昨年に発生いたしました。喫緊の当面の対策といたしましては、瞬間的な断絶の後にアラームが鳴るようなものについては守衛室に設置をいたしたところでありまして、今回の業務委託につきましては、温度と湿度の異常につきましてサーバー室と守衛室の警告ランプを設置するものと、同時に指定職員等の携帯電話のメールアドレスに異常発生メールを自動送信するシステム導入の委託費用で追加をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

続きまして、6目企画費についてご説明申し上げます。企画費につきましては、企画管理費、防衛施設周辺整備対策費、地域活性化事業費、町民バス運行事業費、金取地区地域振興事業費、通学費助成事業でございます。

1節報酬につきましては、総合計画審議会委員報酬について、額の確定により減額補正をお願いするものです。

8節報償費につきましては、宮城大学生によります「まちづくりコンテスト」の際の参加者謝礼について、額の確定により減額補正及び吉岡宿本陣案内所でのガイド謝礼について、案内所の運営を大和町観光物産協会へ委託しておりますが、その委託費の中でガイド謝礼の支払いを行っておりますことから、減額補正をお願いするものでございます。

9節旅費につきましては、総合計画審議会委員費用弁償について、額の確定により減額補正をお願いするものでございます。

12節役務費につきましては、郵便料金の額の確定見込みによる減額補正、町道台ヶ森線チェーン着脱場用地取得に伴う不動産鑑定手数料の額の確定により、減額補正をお願いするものでございます。

13節委託料につきましては、地域定住策検討業務について、額の確定による減額補正、町道台ヶ森線チェーン着脱場の測量設計業務の額の確定による減額補正をお願いするものでございます。

15節工事請負費につきましては、南部コミュニティセンターのカーテン、ブラインド等の附帯工事費及び案内標識設置工事費の額の確定による減額補正をお願いするものでございます。

17節公有財産購入費につきましては、町道台ヶ森線チェーン着脱場用地取得費の額の確定により減額補正をお願いするものでございます。

18節備品購入費につきましては、南部コミュニティセンターの会議室等備品及び暖房機器購入費の額の確定により減額補正をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金は、まちづくり遊楽塾活動費補助金、まちづくり活動推進会補助金及び高等学校等通学応援事業補助金の額の確定見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

22節補償補填及び賠償金につきましては、南部コミュニティセンター建設工事に伴い、敷地内電柱移設費用の確定により減額補正をお願いするものでございます。

25節積立金につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金の2次交付の内定があり、歳入とともに歳出について計上するもので、あんしん子育て医療費助成事業に係ります基金積立金の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長（櫻井和彦君）

続きまして、7目電子計算費でございます。11節需用費でございます。ウイルス対策などソフトウェアの年次更新及び消耗品の経費の精算見込みにより減額を行うものでございます。

12節役務費でございます。本庁と出先機関の通信契約費の精算見込みにより減額を行うものでございます。

9ページをお願い申し上げます。

13節委託料でございます。ホームページ運営保守業務、総合行政情報システムの社会保障税番号制対応業務及び出張所内LAN設備構築業務、各事業の精算見込みによりまして減額を行うものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、各種システム機械などの借り上げ料の精算見込みにより減額を行うものでございます。

次に、9目交通対策費でございますが、こちらは財源の調整のみでございます。県補助金の確定見込みによります調整を行うものでございます。

次に、10目無線放送施設管理費でございます。12節役務費につきましては、防災行政無線放送テレホンサービスのフリーアクセス分の電話料金の不足見込みにより増額をお願いするものでございます。

次に、13目無線放送施設整備費でございます。9節旅費、11節需用費、12節役務費、13節委託料、15節工事請負費、おのおのにつきまして、防衛省の補助事業でございます。防災行政無線施設整備事業の精算見込みによりまして、それぞれ減額をいたすものでございます。

よろしく願い申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

続きまして、14目諸費でございます。うち防犯対策費でありますけれども、11節需用費のうち光熱費につきましては、防犯灯にかかる3月までの電気使用料金の見込みにより減額をいたすものでございます。

よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

10ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカード交付事務に係る補正となるものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、個人番号カード関連事務委託交付金の増額補正をするものでございます。地方公共団体情報システム機構J-LISへの委託交付金となるものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

同じく10ページでございます。

3款1項1目社会福祉総務費でございます。25節積立金につきましては、長寿社会対策基金への積み立ての補正をお願いするものでございます。

よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

同じく3款1項1目になります。社会福祉総務費28節の操出金についてでございます。国民健康保険事業勘定特別会計への操出金を減額するものでございます。主に財政安定支援事業、乳幼児医療費助成事業及び保険基盤安定制度による保険税軽減分、保険者支援分の額の確定に伴いまして、補正を行うものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

2目老人福祉費でございます。8節報償費から20節扶助費につきましては、敬老会等の敬老事業費の実績精算見込みによります減額補正をお願いするものでございます。28節操出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計への操出金の補正をお願いするものでございます。

4目障害者福祉費でございます。20節扶助費につきましては、障害者自立支援給付費に要する補正をお願いするものであります。23節償還金利子及び割引料につきましては、平成27年度の県厚生医療療養介護医療費等の負担金の確定によります償還金の補正をお願いするものでございます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

6目後期高齢者福祉総務費でございます。

11ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合の市町村負担金の減額をするものでございます。28節操出金につきましては、後期高齢者医療特別会計への操出金を減額するもので、保険基盤安定負担金の確定、事務費繰り入れの調整に伴い減額補正をするものでございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 (千葉喜一君)

7目臨時福祉給付事業費でございます。19節負担金及び交付金につきましては、臨時福祉給付金給付事業の簡素な給付措置対象者の見込み額、一人当たり3,000円掛ける500人分の見込みの補正をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 (内海義春君)

続きまして、2項1目児童福祉総務費であります。児童福祉総務費につきましては、児童福祉総務費、特別児童扶養手当事務費、あんしん子育て医療費助成事業、児童遊園等管理費に要します経費について、今回補正をお願いするものでございます。

11節需用費につきましては、受給者証等の印刷製本費の精算見込みによる減額、12節役務費は、受給者証等の発送に係ります郵便料金の精算見込みによる減額であります。13節委託料は、遊具点検業務委託の価格確定による減額補正及びあんしん子育て医療費助成に係る支払事務委託料の実績見込みにより、予算の措置をお願いするものであります。20節扶助費は、あんしん子育て医療費助成事業実績見込みにより予算措置をお願いするものでございます。

2目児童措置費のうち、子育て支援課所管分の児童手当支給等事業について、ご説明をいたします。12節役務費は、支払い通知に係る郵便料金の精算見込みによるもの、20節扶助費は、児童手当支給費の実績見込みによりそれぞれ減額するものであります。

議 長 (馬場久雄君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

同じく2目児童措置費の町民生活課分についてご説明をいたします。

20節扶助費につきましては、第三子以降育児支援事業の実績見込みによる減額補正をするものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

3目母子福祉費は、母子福祉家庭医療費助成事業に要したものでございます。11節需用費は、医療費振り込み通知印刷製本費の精算見込みによるもの、12節役務費は、郵便料金の精算見込みによりそれぞれ減額をするものでございます。

12ページをお願いいたします。

4目保育所費は、保育所管理費、私立保育園運営費、もみじヶ丘保育所費に要するものであります。7節賃金は、もみじヶ丘保育所の看護師、保育士の賃金の額の確定見込みによる減額、13節委託料は、認可保育所運営費で、実績見込みにより予算措置をお願いするものでございます。続きまして、15節工事請負費は、もみじヶ丘保育所の厨房空調機更新工事の額確定による減額でございます。19節負担金補助及び交付金は、事業所内保育事業の実績見込みによる減額でございます。

5目児童館費は、児童館管理費、宮床、吉田、鶴巣、落合、もみじヶ丘の各児童館及びよしおか放課後児童クラブに要するものでございます。7節賃金は、各児童館の児童厚生員、用務員の賃金の確定見込みにより減額を行うものでございます。11節需用費は、燃料費、光熱水費の精算見込みによる減額でございます。18節備品購入費は、杜の丘児童館に係ります備品購入の額確定見込みにより減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

ここで暫時休憩します。

休憩の時間は10分間とします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時12分 再開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費でございます。24 節投資及び出資金につきましては、水道事業会計の決算見込みの減額補正をお願いするものでございます。

13 ページをお願いいたします。28 節繰出金につきましては、戸別合併処理浄化槽特別会計の決算見込み額によります減額補正をお願いするものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

続きまして、3 目環境衛生費についてご説明申し上げます。

1 節報酬につきましては、環境審議会委員報酬について、額の確定見込みにより減額補正をお願いするものです。9 節旅費につきましては、環境審議会委員費用弁償について、額の確定見込みにより減額補正をお願いするものです。11 節需用費につきましては、第二次環境基本計画書印刷費について、額の確定により減額補正をお願いするものです。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、4 款 2 項 1 目廃棄物処理費でございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地域行政事務組合に対する負担金

により減額補正を行うものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

農業委員会事務局長熊谷 実君。

産業振興課農業委員会事務局長 （熊谷 実君）

続きまして、5款農林水産業費でございます。1項農業費1目農業委員会費14節使用料及び賃借料でございます。農業委員研修時のバス借り上げ代等の精算に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

議 長 （馬場久雄君）

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長 （後藤良春君）

次に、2目農業総務費でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、吉田沢渡にあります町農林経営センター補修費につきまして、指定管理で集落をお願いしているところでありますが、修繕に対する補助金を2分の1としておりましたところ、集落から今年度につきましては実施が困難という申し出がありまして、減額をお願いするものでございます。

次に、3目農業振興費でございます。19節負担金補助及び交付金のうち、町有害鳥獣被害対策協議会への負担金につきましては、イノシシ等の駆除補助活動費が増額したことにより増額補正をお願いするものでございます。

14ページをお願いいたします。補助金につきましては、曲がりねぎ産地育成対策事業費、ブルーベリー生産拡大事業費、担い手確保・経営強化支援事業費、多面的機能支払交付金、狩猟免許等取得・更新費につきまして、額が確定したために減額をお願いするものでございます。

次に、農地費でございます。28節操出金につきましては、農業集落排水事業特別会計の決算見込みによる減額補正をするものでございます。

次に、6目水田農業対策費7節賃金についてでございますが、転作現地確認が終了したことによりまして、額が確定し減額をお願いするものでございます。9節旅費につきましては、秋田県に先進地視察研修を行いまして、額が確定したために減額をお

願いするものでございます。次に、14節使用料及び賃借料につきましても、先進地視察が実施されましたことにより、減額をお願いするものでございます。

次に、5款2項林業費1目林業振興費13節委託料についてでございますが、林業振興総務費につきましては、林道大平桑沼線、高倉線の除草委託の額が確定したために減額するもの。林業振興費につきましても、南川ダム周辺にあります千本桜の維持管理委託業務が確定したもので減額するもの。森林病虫害等防除事業費につきましても、松くい虫、伐採等の委託業務が確定したために減額するものでございます。

次に、6款1項商工費2目商工振興費でございます。19節負担金補助及び交付金の負担金につきまして、町中小企業振興資金保証料につきましては、現時点で申請がありましても平成29年度の対応となるため、減額をお願いするものでございます。補助金、店舗物件取得・改修費につきましては、新たに2店舗の申請があったため増額をお願いするものでございます。

15ページをお願いいたします。また、企業立地奨励金につきましては、企業の償却資産等の減額やリース部分を除く奨励金の額が確定したために減額をお願いするものでございます。22節補償補填及び賠償金につきましては、町中小企業振興資金損失補償料につきましても、現時点で申請がありましても平成29年度の対象となるため、減額をお願いするものでございます。

3目観光費14節使用料及び賃借料につきましては、車借り上げ料につきましては尾花沢交流等で交流費が確定したために減額をお願いするものでございます。15節工事請負費につきましては、陶芸体験館の修繕工事等が完了したために、額が確定し減額をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

それでは、続きまして7款土木費でございます。

1項1目土木総務費の13節委託料につきましては、町道の路線網作成等の業務の額の確定により減額するものでございます。

続きまして、2項1目道路維持費でございます。11節需用費の光熱水費につきましては、道路照明等にかかる3月までの電気使用料金の見込みにより減額するものであ

ります。

2目道路新設改良費でございます。13節委託料につきましては、道路の測量設計等の業務の額の確定により減額するものでございます。15節工事請負費につきましては、防衛省国庫補助事業町道高田線外4路線並びに町単独事業町道蒜袋宮前線外1線の工事費の額の確定により減額いたすものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、丸子湊橋の本年度に係る工事負担金の額の確定により減額となるものでございます。22節補償補填及び賠償金につきましては、町道桧木上舞野線と町道蒜袋宮前線の支障物件の補償金の確定により減額となるものでございます。

65ページになります。3項1目河川費でございます。12節役務費につきましては、準用河川窪川の用地取得面積が確定したことにより、用地取得に係る分筆登記等の手数料を減額するものでございます。17節公有財産購入費につきましては、準用河川窪川の用地取得面積の確定により減額するものでございます。

4項2目下水道費につきましては、28節繰出金でございますけれども、下水道事業特別会計の事業確定見込みにより減額するものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

続きまして、8款消防費1項消防費1目常備消防費でございます。19節負担金補助及び交付金でございますが、黒川地域行政事務組合の負担金でございますけれども、基準財政需要額の確定に伴いまして増額をお願いするものでございます。

次に、3目消防施設費でございます。15節工事請負費でございますが、耐震性貯水槽設置工事及び南部コミュニティセンター防災備蓄倉庫設置工事の精算見込みによりまして、減額をお願いするものでございます。18節備品購入費につきましては、第4分団太田班の小型動力ポンプ付軽積載車購入費の精算見込みにより減額をお願いするものでございます。

次に、5目災害対策費でございます。13節委託料でございますが、防災ハザードマップの作成業務を予定しておりましたが、国及び県が策定いたします吉田川などにおける洪水浸水想定区域図を反映させたハザードマップを作成する予定であったところでございますけれども、県が管轄いたします洪水浸水想定区域図の策定作業がおくれ

ておりまして、平成30年度に策定予定となっております。したがって、平成31年度以降に町のほうでハザードマップを作成いたしたいため、今回は減額をお願いするものでございます。

また、同じく委託料の中で、木造住宅耐震診断士等委託についてでございますが、申し込み者がいなかったことから減額を行うものでございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、木造住宅耐震改修工事助成事業につきまして、申し込み者がいなかったことから、減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長佐藤三和子さん。

教育総務課長（佐藤三和子君）

それでは、17ページをお願いいたします。

9款1項2目事務局費でございます。8節報償費につきましては、学び支援員謝金の精算による減額でございます。9節旅費につきましても、学び支援員旅費の精算による減額でございます。13節委託料につきましては、標準学力調査実績に伴う減額でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、教職員用パソコン更新による契約確定による減額でございます。25節積立金につきましては、学校教育振興基金積立金への利子の補正をするものでございます。28節操出金につきましては、奨学事業特別会計の貸付金減に伴う一般会計繰り出しの減額をするものでございます。

次に、2項1目学校管理費、小学校分でございます。7節賃金につきましては、プール監視補助員賃金の精算による減額でございます。8節報償費の賞賜金につきましては、卒業生記念品契約確定による減額でございます。13節委託料につきましては、児童及び教職員健康診断検査料等の精算による減額でございます。18節備品購入費につきましても、契約確定による減額でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、日本スポーツ振興センター災害共済負担金の実績による減額でございます。

続いて、3目施設整備費でございます。15節工事請負費につきましては、執行予定額の精算による減額でございます。

18ページになります。

9款3項中学校費1目学校管理費についてでございます。8節報償費の賞賜金につきましては、卒業生記念品契約確定による減額でございます。13節委託料につきまし

ては、スクールバス業務委託契約確定に伴う減額、生徒、教職員健康診断検査料等の精算による減額でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、日本スポーツ振興センター災害共済負担金、中総体補助金の実績による減額でございます。

次に、4目中学校建設費でございます。17節公有財産購入費の土地購入費につきましては、宮床中学校の校庭拡張に伴います事業用地買収の契約確定による減額でございます。22節補償補填及び賠償金につきましても、同じく宮床中学校校庭拡張に伴います立ち木補償契約確定による減額でございます。

議 長 （馬場久雄君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長 （村田良昭君）

それでは、続きまして4項1目社会教育総務費につきまして、8節の報償費につきましては、今後の放課後子ども教室等の謝礼を精査し、減額するものでございます。9節特別旅費につきましては、ジュニアリーダーの研修等の事業完了に伴い減額するものでございます。11節需用費につきましては、今後の協働教育活動事業の見込みに対し減額するものでございます。賞賜金につきましては、原阿佐緒賞の事業完了に伴う減額でございます。12節役務費につきましても、原阿佐緒賞の事業完了に伴う減額でございます。

19ページに移らせていただきたいと思います。

14節使用料及び賃借料につきましては、親子ふれあいキャンプ事業完了に伴うバスの借り上げ料の減額でございます。15節工事請負費につきましては、旧宮床伊達家住宅のカヤぶき屋根修繕工事の完了に伴い減額するものでございます。

3目文化財保護費につきましては、7節賃金につきましては、今後の事業を精査し減額するものでございます。8節報償費につきましては、郷土史講座、文化財めぐりの事業完了に伴い減額するものでございます。13節委託料につきましては、旧嘉太神分校収蔵民俗資料の移設業務が完了しましたので、減額するものでございます。14節使用料及び賃借料につきましては、機械借り上げ料についての今後の事業を精査し減額するもので、車借り上げ料につきましては、文化財めぐりの事業完了に伴い減額するものでございます。19節補助金につきましては、2団体が活動休止により減額するものでございます。

4目まほろばホール管理費でございます。11節需用費につきましては、光熱水費、

電球と上下水道代の不足が見込まれるため、増額の補正をお願いするものでございます。13節委託料につきましては、施設改修実施設計等の契約決定に伴い減額するものでございます。15節工事請負費につきましては、全ての事業完了に伴い減額するものでございます。

よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長佐藤三和子さん。

教育総務課長（佐藤三和子君）

それでは続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。7節賃金につきましては、体育館巡視員の賃金でございます。利用回数の増により増額をお願いするものでございます。

次に、6目森の学び舎活動費でございます。12節役務費につきましては、し尿くみ取り料の増額をお願いするものでございます。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長（村田良昭君）

20ページをお願いいたします。

5項保健体育費1目保健体育総務費でございます。1節の報酬につきましては、スポーツ推進審議会とスポーツ推進委員の報酬支払いの見込みにより減額するものでございます。9節旅費につきましても、スポーツ推進委員の東北大会の旅費を費用弁償で支払いし、完了したので減額するものでございます。13節委託料につきましては、スポーツフェア事業完了に伴い減額するものでございます。14節使用料及び賃借料につきましては、宮城ヘルシー大会の事業完了に伴う車借り上げ料を減額するものでございます。15節工事請負費につきましては、総合体育館のサブアリーナの屋根の舗装及びエアコン更新工事等の確定に伴い減額するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長佐藤三和子さん。

教育総務課長（佐藤三和子君）

それでは、4目学校給食センター費でございます。1節報酬、9節旅費につきましては、学校給食運営審議会回数の減によるものでございます。11節需用費につきましては、学校給食にかかわる賄い材料費の確定見込みによる減額となります。13節委託料につきましては、調理等業務委託の精算による減額となります。14節使用料及び賃借料につきましては、昇降式消毒保管庫等リース料の減額となるものでございます。15節工事請負費につきましては、調理員用トイレ改修工事等に伴います契約確定による減額でございます。18節備品購入費につきましては、廊下運搬車契約に伴います契約の確定による減額でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長（後藤良春君）

次に、10款1項1目農業用施設災害復旧費でございます。19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、平成28年度による農業施設等小災害追加5カ所の事業費の額が確定し、7割を助成するものでございます。

次に、10款3項1目農林施設災害復旧費でございます。21ページをお願いしたいと思います。同じく19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、台風18号による災害によりますもので、県営農地等災害復旧事業費の負担金の額が確定したものであるものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長（佐々木哲郎君）

説明の前に、先ほど土木費のほうでちょっとページ数の読み間違えをしております。

河川費の欄なんですけれども、ページ数を65ページと誤って読み上げました。正確には16ページでした。訂正しておわび申し上げます。

それでは、3項2目公共土木施設災害復旧費でございますが、ここにつきましては財源の調整と目内間の調整でございます、差し引きゼロとなっております。それから財源調整でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

続きまして、特別会計のほうに入らせていただきます。議案書80ページをお願いいたします。

議案第22号でございます。平成28年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成28年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）につきまして、次のとおり定めるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,988万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,652万1,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

事項別明細書の33ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目療養給付費等国庫負担金につきましては、確定により増額するものでございます。

2目高額医療費共同事業負担金につきましては、確定により増額するものでございます。

4款1項1目療養給付費交付金につきましては、確定により減額するものでございます。

5款1項1目前期高齢者交付金につきましては、確定により減額するものでございます。

6款1項1目高額医療費共同事業負担金につきましては、確定により増額するものでございます。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金につきましては、確定により増額するものでございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、確定により増額するものでございます。

34ページをお願いいたします。

8款1項1目利子及び配当金につきましては、基金利子確定による減額を行うものでございます。

9款1項1目一般会計繰入金につきましては、1節は減額、4節は減額、5節は減額と繰り入れ額の確定により補正を行うものでございます。

2項1目財政調整基金繰入金につきましては、減額補正をするものでございます。

35ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、給付見込みにより増額補正をするものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費につきましては、給付見込みにより減額するものでございます。

3目、4目につきましては、財源の調整をするものでございます。

2項1目一般被保険者高額療養費につきましては、給付見込みにより減額をするものでございます。

2目は、財源の調整をするものでございます。

3款1項1目後期高齢者支援金等につきましては、実績見込みにより減額するものでございます。

36ページをお願いいたします。

4款1項1目前期高齢者納付金等につきましては、実績見込みにより減額するものでございます。

5款1項1目介護納付金につきましては、実績見込みにより減額するものでございます。

6款1項1目高額医療費拠出金につきましては、実績見込みにより増額するものでございます。

2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、実績見込みにより減額するも

のでございます。

8款1項1目財政調整基金積立金につきましては、確定により減額するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長（千葉喜一君）

議案書83ページをお願いいたします。

議案第23号 平成28年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,862万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億6,988万9,000円とお願いするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、債務負担行為の追加につきましては、第2表債務負担行為補正によるものでございます。

86ページをお願いいたします。第2表債務負担行為の補正で追加をお願いするものでございます。配食サービス業務249万6,000円から生活体制事業業務の525万7,000円をお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書の38ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款国庫支出金1項1目介護保険給付費につきましては、現年度分介護給付費の国庫負担金の補正でございます。

3款2項1目調整交付金につきましては、現年度分調整交付金の確定見込みによります補正でございます。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費負担金につきましては、現年度分に係ります社会保険診療報酬支払基金からの交付金の補正でございます。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金につきましては、現年度分介護給付費の県負担金の補正でございます。

6 款財産収入 1 項 1 目利子及び配当金につきましては、基金利子の収入見込み額によります減額補正でございます。

7 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金の 1 節につきましては、現年度分の介護給付費等の繰入金。4 節は低所得者保険料軽減分を繰り入れするものでございます。

39ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費の25節積立金につきましては、財政調整基金積立金利子の歳入見合いによります減額補正でございます。

4 項 1 目計画策定委員会費13節委託料につきましては、第 7 期介護保険事業計画策定業務委託料の額の確定によります減額補正でございます。

2 款保険給付費 1 項 1 目居宅介護サービス給付等費から 4 目地域密着型介護サービス給付等費につきましては、それぞれの介護サービス給付費の見込み額の補正をお願いするものでございます。

40ページをお願いいたします。

2 項高額介護サービス等費 1 目及び 2 目、3 項介護予防サービス等諸費 1 目、2 目につきましては、高額介護、介護予防サービス給付費の見込み額の補正をお願いするものでございます。

4 項 1 目特定入所者介護サービス等費、5 項 1 目審査支払手数料につきましては、科目の補正をお願いするものでございます。

41ページをお願いいたします。

4 款地域支援事業費 1 項 1 目一次予防事業費の 8 節報償費及び13節委託料につきましては、事業費確定見込み額によります減額補正をお願いするものでございます。

3 項 1 目任意事業費の 8 節報償費につきましても、任意事業の事業費確定見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

それでは、議案書87ページをお願い申し上げます。

議案第24号 平成28年度大和町宮床財産区特別会計補正予算(第2号)でございます。

す。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ1,309万4,000円を減額いたしまして、予算総額を1,879万9,000円とするものでございます。予算補正の款項の区分につきましては、第1表のとおりとなっております。

事項別明細書44ページをお願い申し上げます。

まず初めに、歳入の補正であります。2款1項1目財産造成基金繰入金は、歳入の見合いで76万3,000円を減額するものであります。

3款1項1目繰越金は、繰越金の実績によりまして72万1,000円を追加するものであります。

4款1項1目森林総合研究所支出金につきましては、歳入の見合いによりまして1,305万2,000円の減額であります。

45ページをお願いいたします。

歳出であります。1款1項1目管理会費につきましては、視察研修旅費の精算によります減額でございます。

2款1項3目森林総合研究所分収造林管理費であります。9節は職員旅費の精算による減額でございます。13節業務委託料につきましては、高山分収造林地間伐事業について保育間伐を8.7ヘクタール、作業道の開設800メートルを合わせて実施の予定でありましたが、手前の農道の災害によります破損により、今年度の占用が中止となったために減額をするものでございます。

議案書89ページをお願いいたします。

議案第25号 平成28年度大和町吉田財産区特別会計補正予算（第1号）であります。

第1条につきましては、歳入歳出の予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ632万9,000円を減額いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ877万3,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、第1表のとおりでございます。

事項別明細書47ページをお願いいたします。

初めに、歳入の補正でございます。3款1項1目財産造成基金繰入金からの繰り入れ64万5,000円の減額でございます。

4款1項につきましては、繰越金59万6,000円の追加計上でございます。

5款1項につきましては、森林総合研究所支出金といたしまして、吉田檀ノ下地内で実施の森林除伐事業の面積等の確定によります森林総合研究所分収造林管理費支出金の精算で、628万円の減額でございます。

48ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項2目財産管理費につきましては、宮城県水源造林協議会会費の算定方法の変更によりまして、差額の追加計上をお願いするものでございます。

2款1項3目森林総合研究所分収造林管理費につきましては、9節職員旅費につきましては1万3,000円を減額するものでございます。歳出の見合いです。13節委託料につきましては、吉田檀ノ下地内の除伐等の事業費確定によりまして632万8,000円の減額でございます。精算による減額でございます。

続きまして、議案書91ページをお願いいたします。

議案第26号 平成28年度大和町落合財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

こちらにつきましては、予算総額の増減はございませんが、歳入の款項での調整をお願いするものでございます。

事項別明細書49ページをお願いいたします。

歳入につきまして、2款1項の財産造成基金繰入金55万9,000円を減額いたしまして、3款1項1目繰越金を55万9,000円の増額をお願いするものでございます。

歳入の繰越金に見合う額の基金繰入金の減額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長佐藤三和子さん。

教育総務課長（佐藤三和子君）

それでは、先ほど説明しました内容について訂正したいところがありましたので、20ページをお開き願いたいと思います。先ほど学校給食センター費を7目と言ったかと思うんですが、4目の間違いでしたので訂正をお願いします。申しわけございませんでした。

それでは、議案第27号になります。93ページをお開き願いたいと思います。

平成28年度大和町奨学事業特別会計補正予算についてでございます。

平成28年度大和町奨学事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それ

ぞれ341万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ777万1,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表によるものでございます。

それでは、事項別明細書51ページをお開き願いたいと思います。

歳入についてでございます。

3款1項1目1節奨学事業基金繰入金につきましては、財源調整のために繰入金について減額するものでございます。

続いて、3款2項1目1節一般会計繰入金につきましては、同じく財源調整のために繰入金の減額をするものでございます。

4款1項1目1節繰越金については、前年度からの繰越金でございます。

5款2項1目1節奨学費貸付金元利収入につきましては、現年度分及び滞納繰越の貸付金の償還で、収入見込みによります増額補正でございます。

次に、歳出でございます。

1款奨学費1項奨学費1目事業費でございます。21節貸付金につきましては、貸付金の確定によります減額の補正でございます。

2目事務費でございます。1節報酬につきましては、奨学事業審議委員会委員の回数増によります報酬の増額をお願いするものでございます。8節旅費、費用弁償につきましても、回数増により増額をお願いするものでございます。25節積立金でございます。奨学事業基金積立金に増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、議案書の95ページをお願いいたします。

議案第28号 平成28年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成28年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,426万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億556万5,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

事項別明細書の55ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料につきましては、見込み額により減額するものでございます。

2目普通徴収保険料につきましては、見込み額により増額するものでございます。

3款1項1目事務費繰入金につきましては、確定により減額するものでございます。

2目保険基盤安定繰入金につきましては、確定により減額するものでございます。

4款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金が確定したことにより増額するものでございます。

5款4項1目受託事業収入につきましては、健診受託事業収入の確定により減額するものでございます。

56ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費13節委託料につきましては、健診事業委託費の確定により減額するものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金補助及び交付金につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金の確定により減額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

では、よろしく申し上げます。

議案書の97ページをお願いします。

議案第29号 平成28年度大和町下水道事業特別会計補正予算であります。

平成28年度大和町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,169万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,729万円とするものであります。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものであります。

第2条、地方債の補正であります。地方債の補正は、第2表地方債補正によるものでございます。

100ページをお願いします。

第2表地方債補正の変更であります。

公共下水道事業債の補正前額2,100万円を1,580万円に、流域下水道事業債の補正前額2,420万円を1,890万円とし、起債の合計額1億4,520万円を1億3,470万円に減額補正を行うもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

事項別明細書58ページをお願いします。

歳入であります。

2款使用料及び手数料1項1目下水道使用料につきましては、本年度の収入見込み額により補正を行うもの。

3款国庫支出金1項1目下水道費国庫補助金は、補助事業に係る下水道事業費の額の確定に伴います減額補正であります。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、本年度事業の収支精算見込みによる減額補正であります。

5款繰越金1項1目繰越金につきましては、本年度事業確定見込みによります前年度決算余剰金の増額補正でございます。

6款諸収入2項1目雑入につきましては、小鶴沢循環線の管理及び建設費の精算見込み及び道下都市下水路整備負担金の精算見込みにより、同じく増額補正するものでございます。

7款町債1項1目下水道債につきましては、公共下水道債、流域下水道債の額確定により減額補正するものでございます。

次に、59ページ、歳出であります。

1款土木費1項1目一般管理費であります。一般管理費、水質規制費、施設管理費に関する費用の補正であります。2節給料、3節職員手当等については人件費の調整。11節需用費、光熱水費であります。マンホールポンプ電気代の精算見込みによるもの。13節委託料については、特定事業場及び流域下水道接続点における水質調査

委託料の額確定によるもの。19節負担金補助及び交付金については、吉田川流域下水道維持管理負担金について、負担金額の確定によりそれぞれ減額補正を行うものであります。

次に、2項下水道建設費1目建設費につきましては、単独事業、補助事業、流域下水道建設負担金に係る補正でございます。

13節委託料につきましては、単独事業として、道下都市下水路ゲート設置に伴う測量設計業務、補助事業として公共下水道雨水施設計画の見直し設計業務外3件の業務委託費の実績見込みによる減額補正でございます。15節工事請負費については、単独事業として町道蒜袋宮前線拡張工事に伴うマンホールポンプ場移設工事外2件、補助事業として長寿命化事業によります大平1号、3号、吉田、小鶴沢の4カ所のマンホールポンプ制御盤更新工事、地震対策事業としまして南部コミュニティセンター多目的広場に設置しましたマンホールトイレ工事及び備品倉庫設置工事の実績見込みにより減額補正するものでございます。18節備品購入費につきましても、マンホールトイレ6基分の備品を購入するもので、実績見込みにより減額補正するものであります。19節負担金補助及び交付金につきましては、流域下水道建設負担金の本年度負担の額確定に伴います減額補正であります。

60ページをお願いします。

2款公債費1項1目元金については、財源内訳の組みかえでございます。

2目利子23節償還金利子及び割引料については、利率確定に伴います減額補正であります。

以上であります。よろしくをお願いします。

議案書の101ページをお願いします。

議案第30号 平成28年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算についてであります。

平成28年度大和町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ316万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,074万9,000円とするものであります。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるものでございます。

第2条、債務負担行為の補正であります。債務負担行為の追加は、第2表債務負担

行為補正によるものでございます。

103ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正、追加であります。一般会計と同じく平成29年4月1日から業務を行おうとするもので、委託等に必要な事務処理を年度内より行おうとするものでございます。

事項としまして、農業集落排水施設汚泥引き抜き運搬業務であります。期間については平成28年度から平成29年度までで、限度額を352万6,000円とするものであります。

事項別明細書の65ページをお願いします。

歳入であります。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、本年度収支精算見込みによる減額補正であります。

4款繰越金1項1目繰越金につきましては、事業確定見込みによる前年度決算余剰金の増額計上であります。

歳出であります。

1款農業集落排水事業1項1目一般管理費3節職員手当等については、人件費の調整であります。11節需用費の光熱水費及び13節委託料、クリーンセンター汚泥処理業務については、それぞれ実績見込みによる減額補正を行うものであります。

以上であります。よろしくをお願いします。

議長（馬場久雄君）

議案31号と32号まで続けてやってください。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

わかりました。続きまして、議案書104ページをお願いします。

議案第31号 平成28年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算であります。

平成28年度大和町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ375万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,764万6,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

第2条、債務負担行為の補正であります。債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものでございます。

106ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正、追加であります。戸別合併処理浄化槽特別会計においても平成29年4月1日から行う業務がございますので、同じように債務負担行為をお願いしたいというものでございます。

事項として、合併処理浄化槽清掃業務、限度額1,323万7,000円。同じく合併処理浄化槽保守点検業務、限度額1,134万2,000円で、期間はいずれも平成28年度から平成29年度までとするものでございます。

事項別明細書70ページをお願いします。

歳入であります。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金については、本年度事業収支精算見込みによる減額補正であります。

5款繰越金1項1目繰越金につきましては、事業確定見込みによる前年度決算余剰金の増額計上でございます。

71ページ、歳出であります。

1款合併処理浄化槽費1項1目一般管理費11節需用費、修繕料であります。浄化槽等の補修を行うもので、3月末までの所要額により増額補正であります。13節委託料であります。町管理の浄化槽について保守、清掃、点検業務に係る委託料の実績見込みによる減額補正でございます。

2項合併処理浄化槽建設費1目合併処理浄化槽建設費、浄化槽の建設に係るものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、吉岡西部地区に7人槽1基、10人槽1基、計2基の整備補助を予定しておりましたが、今年度は7人槽1基の整備となったことにより、10人槽1基分の補助金額を減額補正するものでございます。

2款公債費1項2目利子23節償還金利子及び割引料につきましては、利子の利率確定に伴う減額補正であります。

以上であります。よろしくをお願いします。

続きまして、議案書の107ページをお願いします。

議案第32号 平成28年度大和町水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

第1条、総則です。平成28年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります。平成28年度大和町水道事業会計予算第3

条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入であります。

1 款水道事業収益に229万9,000円を追加し、合計を10億1,061万2,000円とし、1 項営業収益にも同額を追加し、合計 8 億461万7,000円とするものでございます。

支出であります。

1 款水道事業費用に405万6,000円を追加し、合計額を 9 億5,322万5,000円とし、1 項営業費用にも同額を追加し、合計 9 億2,901万2,000円とするものでございます。

次に、第 3 条資本的収入及び支出であります。

予算第 4 条本文括弧書き中「2 億613万2,000円」を「1 億7,371万3,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金 1 億513万2,000円」を「7,271万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1 款資本的収入を1,459万1,000円増額し、合計を6,026万8,000円とし、1 項企業債については310万円を減額し、合計を690万円。2 項出資金について100万円を減額し、合計を2,794万6,000円、3 項補助金について、366万3,000円を減額し、合計を306万7,000円とし、4 項補償金については2,235万4,000円を増額し、2,235万5,000円とするものであります。

支出であります。

1 款資本的支出を1,782万8,000円減額し、合計を 2 億3,398万1,000円とし、1 項建設改良費も同額を減額し、合計を 1 億4,061万8,000円とするものでございます。

108ページでございます。

第 4 条債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の追加は、第 1 表債務負担行為補正によるものでございます。

第 5 条企業債であります。予算第 5 条に定めた起債の変更は、第 2 表企業債補正によるものでございます。

109ページをお願いします。

第 1 表債務負担行為補正、追加でございます。いずれも 4 月 1 日から業務を行うこととなるもので、その事務処理を年度内に行うことになるものでございます。

事項一つ目でございます。テレメータ・データログ保守点検業務。二つ目、水道事業給水開始中止業務で、債務負担行為の期間については、平成28年度から平成29年度でございます。テレメータのほうの限度額が127万5,000円でございます。開始中止のほうは413万6,000円となるものでございます。

110ページをお願いします。

第2表企業債補正、変更であります。

水道基幹施設耐震化事業で、補正前限度額1,000万円を690万円に減額補正するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

明細につきましては、大和町水道事業会計補正予算実施計画書でご説明申し上げます。

事項別明細書75ページをお願いします。

平成28年度大和町水道事業会計補正予算内訳書、収益的収入及び支出の収入であります。

1款水道事業収益1項営業収益4目その他営業収益であります。国土交通省におきまして工事を実施しておりました北川原橋の架け替え工事によります配水管移設補償金で、備考欄にも記載しておりますが、既存施設の減耗分229万9,000円を補正計上するものでございます。

支出であります。

1款水道事業費用1項営業費用1目浄配水費でございます。受水費の年度末支払い見込みにより405万6,000円を補正計上するものでございます。

76ページでございます。

平成28年度大和町水道事業会計補正予算内訳書、資本的収入及び支出であります。収入であります。

1款資本的収入1項企業債1目企業債及び2項出資金1目出資金並びに3項補助金1目国庫補助金であります。それぞれ宮床1号配水池及び松坂配水池耐震補強工事実施設計業務の実績見込みにより減額補正するものでございます。

4項補償金1目移設補償金は、国土交通省によります北川原橋かけかえ工事に伴う補償費でございます。

77ページでございます。

支出であります。

1款資本的支出1項建設改良費1目配水管布設事業費の管工事費であります。町道大崎北目線布設替え工事を予定し発注したものの、不落となりまして、改めて発注事務を行おうとすると年度内に完成ができない状況となりまして、管工事費659万6,000円を減額補正とするものでございます。なお、本路線については、平成29年度当初予算にお願いし、年度早々に発注を行おうと考えております。

3目上水道統合事業費であります。若畑ポンプ場に自家発電装置を整備する工事の

完了に伴います減額補正であります。

4 目水道基幹施設耐震化事業費の調査設計費については、先ほどお話ししました宮床 1 号配水池、松坂配水池の耐震補強工事実施設計業務委託の実績見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開はあした、3月1日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後 3 時 2 0 分 延 会